

清須市災害廃棄物処理計画

(災害廃棄物処理対応マニュアル)

清 須 市

令和2年4月

目 次

第1章 総 則..... 1

第1節	計画策定の背景及び目的.....	1
第2節	計画の位置付け.....	2
第3節	清須市の概要.....	3
第4節	一般廃棄物処理施設等の状況.....	5
第5節	対象とする災害.....	6
第6節	対象とする災害廃棄物.....	10
第7節	本計画で対象とする業務範囲.....	11
第8節	災害発生前後の各段階における主な業務内容.....	11
第9節	計画の見直し.....	13

第2章 組織体制及び情報収集..... 14

第1節	組織体制・指揮命令系統.....	14
第2節	災害廃棄物等の処理主体.....	17
第3節	協力・支援体制.....	17
第4節	ごみ処理に関する災害協定締結状況.....	19
第5節	災害時における県への事務委託.....	20
第6節	関係職員への教育・訓練.....	20
第7節	被害状況等の把握方法及び連絡体制.....	21
第8節	市民への啓発・広報.....	22
第9節	各種相談窓口の設置等.....	22

第3章 災害廃棄物処理..... 23

第1節	災害廃棄物処理の基本的な考え方.....	23
第2節	災害廃棄物処理実行計画の策定.....	23
第3節	災害廃棄物発生量の推計.....	24
第4節	災害廃棄物処理可能量の整理.....	27
第5節	処理スケジュール.....	30
第6節	収集運搬.....	32
第7節	仮置場	36

第8節	分別・処理・再資源化.....	46
第9節	環境対策・モニタリングの実施.....	49
第10節	避難所におけるごみ処理.....	50
第11節	倒壊家屋等の解体・撤去.....	51
第12節	有害廃棄物・危険廃棄物の対策.....	54
第13節	思い出の品等（取扱いに配慮が必要な廃棄物）.....	55

第4章 し尿処理..... 56

第1節	仮設トイレ.....	56
第2節	災害時のし尿収集必要量.....	58
第3節	し尿処理体制.....	59

第1章 総 則

第1節 計画策定の背景及び目的

平成23年3月に発生した東日本大震災では、大規模地震とこれによる津波の影響で被害が広範囲におよび、膨大な災害廃棄物と津波堆積物が発生した。さらに、その処理にあたって市町村が混乱したため、被災地の復旧・復興の大きな障害となった。

また、令和元年9月の台風第15号や同10月の台風第19号、平成30年7月の西日本豪雨、平成29年7月の九州北部豪雨など、近年毎年のように台風や集中豪雨による災害が各地で頻繁に発生しており、これらに伴い大量に発生する災害廃棄物の処理に迅速な対応と対策が求められた。

このような状況のもと、環境省は、東日本大震災以降、近年の災害における教訓や知見を踏まえて「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月策定、平成30年3月改定）（以下「指針」という。）を取りまとめ、地方公共団体に対して、本指針に基づいて処理計画や防災訓練計画等を示した災害廃棄物処理計画を策定することを求めている。

また、県は、指針や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を踏まえて、平成28年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）を策定し、災害廃棄物は一般廃棄物に該当することから、市町村に統括的な処理責任があるため、県内市町村に対して、災害廃棄物処理計画の策定を促進している。

一方、本市においては、平成12年9月に発生した台風第14号に伴う東海豪雨によって、新川が100メートルにわたって破堤して市内で多数の浸水被害が発生するなど、大規模災害を経験しており、計画の必要性和重要性を十分に認識している。



図 1-1 平成12年台風第14号（東海豪雨）による被災状況

これらの背景を踏まえ、災害により発生する災害廃棄物の処理及びリサイクルを迅速かつ適正に実施するとともに、市民の生活環境と安全を確保し、速やかに復旧・復興

することを目的として「清須市災害廃棄物処理計画」（災害廃棄物処理対応マニュアル）（以下「本計画」という。）を策定した。

なお、本計画は「清須市地域防災計画」（平成29年3月策定）（以下「地域防災計画」という。）の策定や指針、本計画に関連する計画等の見直しにより本計画中の内容に影響が生じた場合には適宜内容の見直しを行う。また、本計画に基づき、災害廃棄物処理に係る研修・訓練等を継続的に実施するとともに、実施結果を踏まえて本計画の点検を行い、適宜内容の見直しを行う。

第2節 計画の位置付け

本計画は、国の指針に基づき、県計画と整合を図りつつ、本市の特性を踏まえた上で、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うために必要な基本的事項を示したものであり、災害対応全般を示す地域防災計画と一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「清須市一般廃棄物処理基本計画」（平成29年4月改定）を災害廃棄物処理の観点から補完するものである。これらの計画や指針等の関係は以下のとおりである。

なお、災害発生時には情報収集を行った上で、本計画に基づき災害廃棄物の発生量推計や具体的な処理体制等の検討を行い、災害廃棄物処理実行計画として取りまとめる。

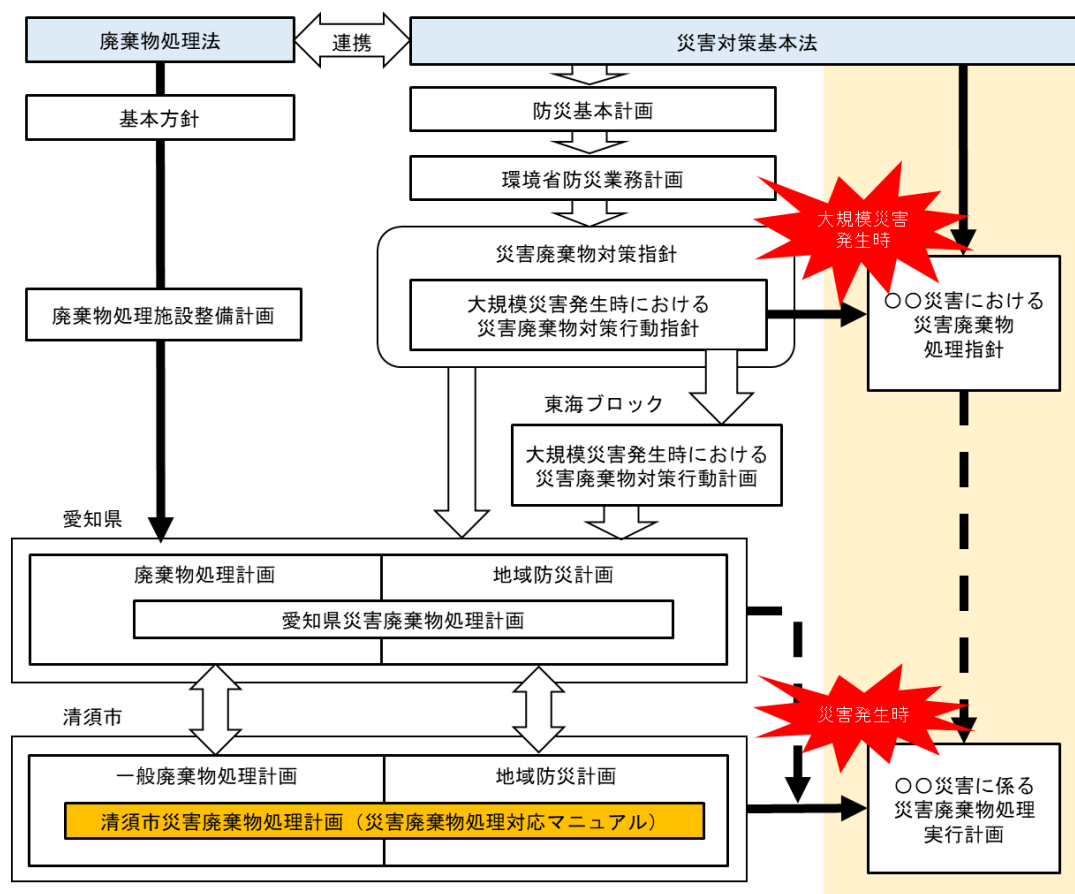


図 1-2 災害廃棄物処理に係る各種計画・指針等の関係図

第3節 清須市の概要

1. 位置

本市は、愛知県西部、尾張平野部のほぼ中央に位置し、南部・東部は名古屋市に隣接している。また、北部は北名古屋市、稲沢市及び一宮市に接し、西部はあま市に接している。

総面積は、1,732haで、東西約5.5km、南北約8.0kmの広がりを持ち、愛知県の面積の0.34%にあたる。

交通は広域の利便性に恵まれ、J R東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、名古屋第二環状自動車道、名古屋高速6号清須線・16号一宮線、国道22号線、国道302号線などの交通網により周辺都市との連携が図られている。

2. 人口・世帯数

本市の人口（令和2年1月1日現在）は69,436人、世帯数は29,588世帯となっており、5年前の平成27年同月（66,685人、27,112世帯）と比較すると、人口は2,751人、世帯数は2,476世帯増加している。これは、市内に立地する企業の大規模な社宅の建設、区画整理事業の完了等の影響によって増加したものと考えられる。

このような傾向は今後しばらくの間続くものと考えられるが、全国的な人口減少と少子高齢化が進む中であって、本市においても将来的には減少に転じるものと考えられている。

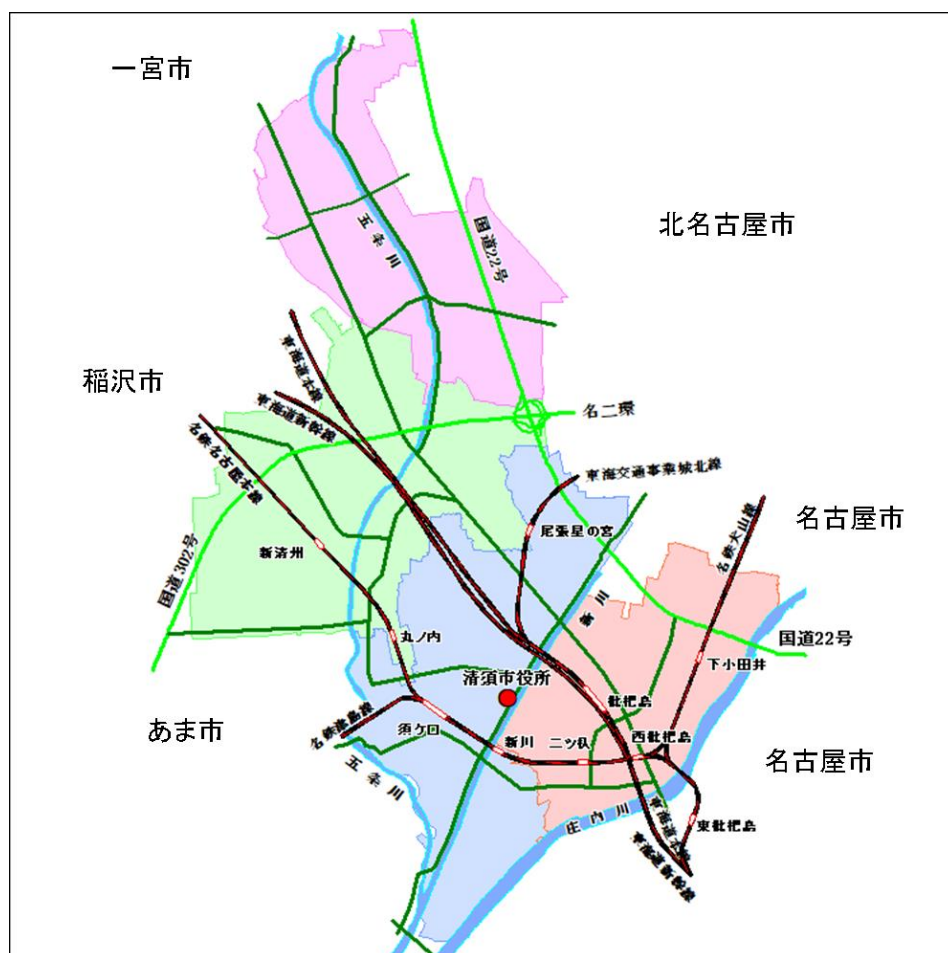
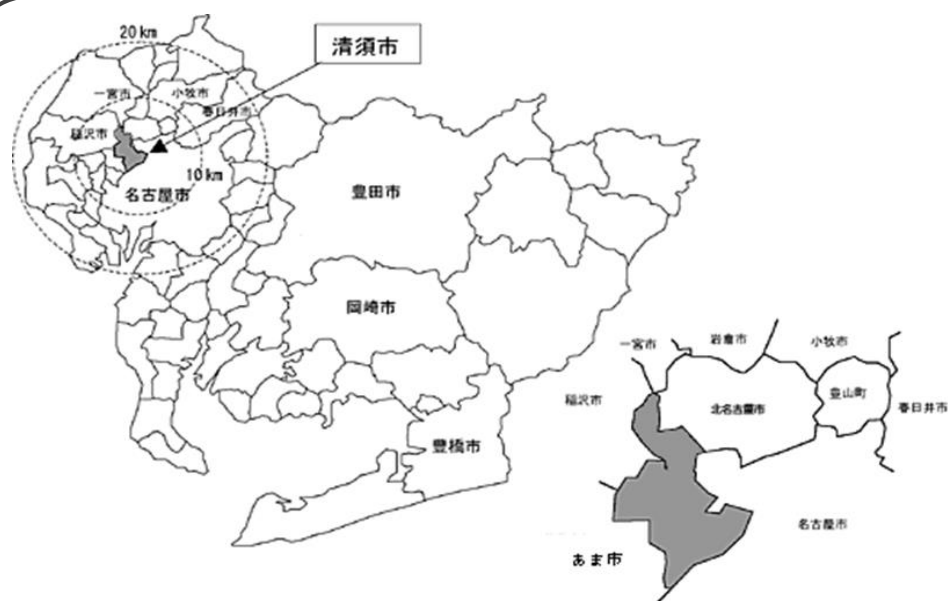
3. 自然環境

本市の地形は比較的平坦で、庄内川の下流域にあり、ほとんどの地域が海拔10メートル未満となっている。市内には庄内川の他に、新川、五条川などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれ、四季折々の風景を楽しむことができる。

市内にまとまった樹林地は少なく、田畑が中心となっており、庄内川や五条川沿いにはクヌギ・コナラ等の二次林も若干見られる程度である。特に、市南部の旧西枇杷島町や旧新川町は、市街化が進んでおり、特に樹林地は少なく、住宅地の中に農地が混在している状況である。一方、旧清洲町西部や旧春日町の市街化調整区域内には田畑が広がっている。

植栽地は公園や大規模工場空地等に見られ、樹林地は神社境内地に鎮守の森として点在している。

市全体の緑の量を緑被率として計量すると、全体としては34.9%となっているが、樹林地の割合は4.3%と少ない状況になっている。



出典：清須市ホームページより

図 1-3 清須市位置図

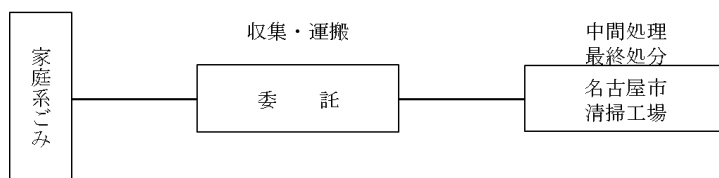
第4節 一般廃棄物処理施設等の状況

1. 一般廃棄物処理施設

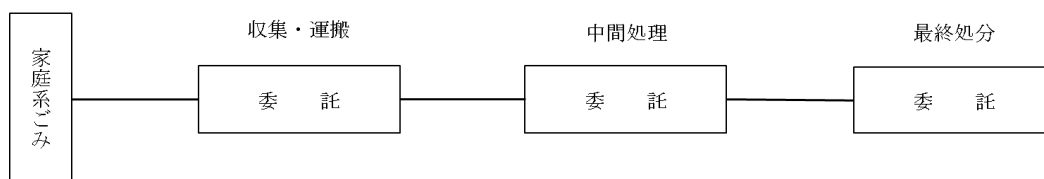
本市では中間処理施設を保有しておらず、家庭系ごみ（可燃ごみ）及び事業系一般廃棄物の処分については、隣接する名古屋市に焼却処分（最終処分を含む）を委託している。また、家庭系ごみ（不燃ごみ、粗大ごみ）、資源についても委託により中間処理・最終処分を行っている。

ただし、大規模災害の発生時には名古屋市も被災している可能性が高く、本市の家庭系ごみ（可燃ごみ）及び事業系一般廃棄物の受入については困難であると考えられることから、災害廃棄物処理と同様の対応が必要である。

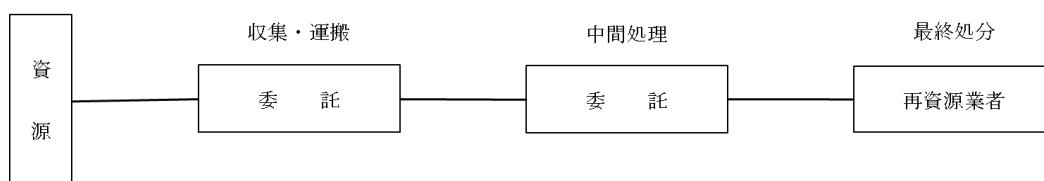
①可燃ごみ



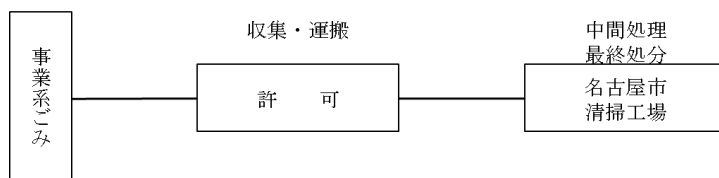
②不燃ごみ（粗大ごみを含む）



③資源（プラスチック製容器包装を含む）



④事業系一般廃棄物



- ※ 事業系一般廃棄物は、許可業者により収集・運搬を行っている。
- ※ 市内学校給食センター食品残さについては、五条広域事務組合「クリーンパーク新川」へ搬入して堆肥化している。

図 1-4 一般廃棄物の処理体制

2. し尿処理施設

本市及びあま市の2市で構成している五条広域事務組合の「クリーンパーク新川」(汚泥再生処理センター)で処理を行っており、その概要は以下のとおりである。

表 1-1 し尿処理施設の概要

項 目	内 容
名 称	クリーンパーク新川
所 在 地	清須市阿原向北55番地
竣 工 日	平成18年3月31日
敷地面積	17,687平方メートル
処理方法	水処理設備：浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式＋高度処理 資源化設備：堆肥化
処理能力	し尿：13キロリットル/日、浄化槽汚泥：117キロリットル/日 (計：130キロリットル/日) 生ごみ：500キログラム/日(給食センター調理屑、残飯等)

第5節 対象とする災害

1. 過去の災害

県内で発生した主な風水害・地震災害は以下のとおりである。地震災害は昭和20年の三河地震以降は発生していないが、本市が被災した東海豪雨など水害が多く発生している。

表 1-2 過去の風水害・地震災害

時期	類型	被害状況(愛知県内)
1 平成12年9月11日から12日	水害	東海豪雨(12.9豪雨)(台風第14号) ・死者 7名 ・負傷者 107名 ・家屋全壊 18棟 ・床上浸水 22,078棟 ・被害額 2,800億円 ※21市町に災害救助法適用
2 平成10年9月21日から23日	水害	台風第7号・第8号 ・死者 3名 ・負傷者 151名 ・家屋全壊 8棟 ・床上浸水 8棟 ・被害額 33億円
3 平成3年9月18日から19日	水害	台風第18号 ・死者 2名 ・負傷者 1名 ・家屋全壊 2棟 ・床上浸水 3,713棟 ・被害額 60億円

4	昭和51年9月8日から13日	水害	集中豪雨（51.9豪雨）（台風第17号） ・死者 1名 ・負傷者 37名 ・家屋全壊 14棟 ・床上浸水 13,488棟 ・被害額 378億円
5	昭和47年7月12から13日	水害	集中豪雨（47.7豪雨）（台風第6号） ・死者 64名 ・行方不明 4名 ・負傷者 112名 ・家屋全壊 271棟 ・床上浸水 2,075棟 ・被害額 302億円
6	昭和34年9月26日	水害	暴風雨・高潮（伊勢湾台風） ・死者 3,168名 ・行方不明 92名 ・負傷者 59,045名 ・家屋全壊 23,334棟 ・床上浸水 53,560棟 ・被害額 3,224億円
7	昭和28年9月25日	水害	暴風雨・高潮（台風第13号） ・死者 72名 ・行方不明 3名 ・負傷者 1,711名 ・家屋全壊 1,477戸 ・床上浸水 31,801戸
8	昭和20年1月13日	地震	三河地震（M6.8） ・死者 2,306名 ・家屋全壊 16,408棟 ・家屋半壊 31,679棟
9	昭和19年12月7日	地震	東南海地震（M7.9） ・死者・行方不明 438名 ・家屋全壊 16,532棟 ・家屋半壊 35,298棟
10	明治24年10月28日	地震	濃尾地震（M8.0） ・死者 2,638名 ・家屋全壊 85,511棟 ・家屋半壊 55,655棟

参考：愛知県ホームページ「過去の災害情報」

2. 想定する災害

本計画で対象とする災害は、県計画や地域防災計画に記載されている南海トラフ巨大地震、断層型地震による被害を含む地震災害及び風水害その他自然災害とする。地震災害については、地震動により生ずる直接被害及びこれに伴い発生する液状化、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。また風水害その他自然災害については、台風や記録的な豪雨などによる暴風、大雨により生ずる建物倒壊、洪水、浸水、冠水などの被害を対象とする。

本計画では、県計画で想定されている南海トラフ地震の過去地震最大モデル（以下、「南海トラフ地震（過去地震最大モデル）」という。）を想定し処理方法等を検討する。

（１）地震災害

南海トラフ地震（過去地震最大モデル）が発生した場合、本市では、震度 6 弱が計測され、液状化による建物被害が想定されている。その中でも冬の18時に発生した場合の被害が最大になると想定され、災害廃棄物発生量は85,672トンと想定されている。

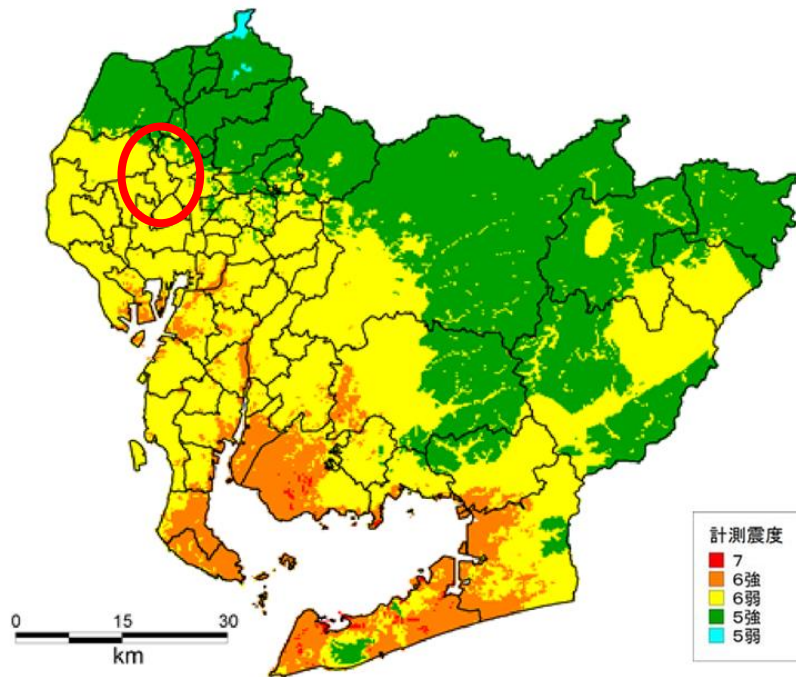


図 1-5 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）による震度分布図

表 1-3 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の被害想定

項目	避難者数 (人) ※最大値	倒壊建物 (棟)		焼失建物 (棟)		浸水建物 (棟)		災害 廃棄物 発生量 (トン)	津波 堆積物 発生量 (トン)
		全壊	半壊	木造	非木造	床上	床下		
清須市	38,007	300	1,574	15	4	0	0	85,672	0

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

（２）風水害その他災害

風水害については、各地で増加傾向にあり、過去本市においても多くの被害が発生している。特に被害が大きかった平成12年9月の台風第14号による災害（東海豪雨）では、新川が100メートルにわたって破堤して市内で多数の浸水被害が発生するなどによって、旧西枇杷島町及び旧新川町で29,478トンの災害廃棄物が発生している。

本市では過去に風水害の発生頻度が高いが、想定される南海トラフ地震（過去地震最大モデル）に比べて災害廃棄物発生量が少なく、地震災害を想定した内容でカバーできると考えられる。そのため、本計画では具体的な発生量等の推計は行わないが、平常時からハザードマップ等を活用し仮置場の選定等を進める。



フックなどにぶら下げてご覧いただけます。→

清須市水害対応ガイドブック 気づきマップ

このマップは、国土交通省庄内川河川事務所および愛知県による庄内川、新川、五条川の下流部、五条川の上流部が決壊した場合の計算結果に基づいて、清須市にはどのような浸水被害が生じ得るのか、その特徴を統括的に示したものです。

お住まいや職場ではどのような特徴の浸水被害が生じ得るのか、その概略をこのマップで把握しておきましょう。

1 この色の地域における浸水の特徴

- ・庄内川、新川、五条川（下流部・上流部）のいずれかが決壊した場合、軽微な浸水が生じるかもしれない。

2 この色の地域における浸水の特徴

- ・庄内川または新川が決壊した場合、軽微な浸水が生じるかもしれない。
- ・五条川（下流部）が決壊した場合、深く浸水する可能性がある。

3 この色の地域における浸水の特徴

- ・庄内川が決壊した場合、浸水する可能性がある。
- ・新川または五条川（下流部）が決壊した場合、軽微な浸水が生じるかもしれない。

4 この色の地域における浸水の特徴

- ・庄内川が決壊した場合、浸水する可能性がある。
- ・新川、五条川（下流部・上流部）のいずれかが決壊した場合、浸水する可能性がある。

5 この色の地域における浸水の特徴

- ・庄内川が決壊した場合、深く浸水する可能性がある。
- ・新川、五条川（下流部・上流部）のいずれかが決壊した場合、軽微な浸水が生じるかもしれない。

6 この色の地域における浸水の特徴

- ・庄内川が決壊した場合、深く浸水する可能性がある。
- ・新川が決壊した場合、深く浸水する可能性がある。
- ・五条川（下流部）が決壊した場合、浸水する可能性がある。
- ・五条川（上流部）が決壊した場合、軽微な浸水が生じるかもしれない。

7 この色の地域における浸水の特徴

- ・庄内川が決壊した場合、とても深く浸水する可能性がある。
- ・新川が決壊した場合、深く浸水する可能性がある。
- ・五条川（下流部）が決壊した場合、浸水する可能性がある。

8 この色の地域における浸水の特徴

- ・庄内川が決壊した場合、極めて深く浸水する可能性がある。
- ・新川または五条川（下流部）が決壊した場合、深く浸水する可能性がある。

9 この色の地域における浸水の特徴

- ・庄内川が決壊した場合、極めて深く浸水する可能性がある。
- ・新川が決壊した場合、深く浸水する可能性がある。
- ・五条川（下流部）が決壊した場合、浸水する可能性がある。

10 この色の地域における浸水の特徴

- ・庄内川が決壊した場合、極めて深く浸水する可能性がある。
- ・新川が決壊した場合、とても深く浸水する可能性がある。
- ・五条川（下流部）が決壊した場合、深く浸水する可能性がある。

備考：五条川（下流部）とは、五条川と新川の合流点から五条川と青木川の合流点までの区間を指しています。また、五条川（上流部）とは、五条川と青木川の合流点から五条川と市下川の合流点までの区間を指しています。

図 1-6 清須市水害対応ガイドブック気づきマップ（ハザードマップ）

第6節 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、地震災害や水害その他自然災害により発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（避難所ごみ及びし尿）であって、その発生量が平常時の処理体制では対処できない規模であるものとする。

表 1-4 対象とする廃棄物

種類		内容
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	可燃物	繊維類・紙・木くず・プラスチック等が混在し概ね可燃性の廃棄物、畳、廃タイヤなど
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波等による流木など
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートやガラス、土砂等が混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電製品	被災家屋から排出されるテレビ・洗濯機・エアコン等の家電4品目や携帯電話・パソコン・デジタルカメラ等の小型家電で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	その他処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類等の危険物、石膏ボード、太陽光パネルなど
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	被災者の家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿

第7節 本計画で対象とする業務範囲

本計画で対象とする業務は、本市が行う一般的な廃棄物処理業務である「収集・運搬」「再資源化」「中間処理」「最終処分」とそれに関連する一連の業務とする。

表 1-5 対象となる業務範囲

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 解体・撤去② 収集・運搬（仮置場、中間処理施設）③ 再資源化（リサイクル含む）④ 中間処理（破碎、焼却等）⑤ 最終処分⑥ 二次災害（災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生など）の防止⑦ 進捗管理⑧ 市民等への周知・啓発・広報⑨ その他災害廃棄物処理に必要な事務等 |
|--|

第8節 災害発生前後の各段階における主な業務内容

1. 災害発生前

平常時から災害発生に備えて、「組織体制・指揮命令系統」を整備するとともに、職員役割分担等を含めて継続的に訓練等を実施し、本計画の実効性を検証する。

また、県や協定締結事業者等災害廃棄物処理において連携する関係者との情報共有や訓練等を行い、訓練等から得られた課題に対して必要に応じて随時本計画の見直しを行う。

2. 災害発生後

災害廃棄物処理において発災直後の混乱をいかに回避するかが重要になる。発災直後は市民や職員の身の安全確保を十分に配慮しつつ、担当職員の安否確認や参集状況を把握するとともに、被害状況の情報収集を行い、必要な体制整備が求められる。さらに仮置場の早期開設や市民への広報など発災直後に求められる業務内容は多い。発災直後の混乱を回避するために次ページに発災後の各段階における業務内容を整理する。

表 1-6 発災後の各段階における業務内容

時期	業務内容
初動期 (発災～3日程度)	・ 市民や職員の身の安全の確保／担当職員の安否確認や参集状況の把握
	・ 建物等被害状況の把握
	・ 避難所と避難者数の把握
	・ 県への報告
	・ 県からの情報収集
	・ 体制の構築（必要な人数・役割の確認）
	・ 記録者の設置
	・ 災害廃棄物発生量推計と仮置場必要面積の特定
	・ 仮置場の設置、管理・運営
	・ 広報の実施、市民の問合せ窓口の設置
	・ 災害廃棄物処理実行計画策定に関する調整
	・ 緊急性（通行障害・倒壊）の高い建物の解体・撤去
	・ 仮設トイレ設置台数の推定・配備
	・ その他必要な事項
応急対応期前半 (～1か月程度)	<u>初動期</u> から必要な業務の継続
	・ 協力・支援体制の整備と役割分担整理
	・ 周辺自治体・県・関係団体等への支援要請
	・ 解体申請窓口の設置・受付
	・ 収集運搬及び処理方法の検討
	・ 腐敗性廃棄物・有害廃棄物・危険廃棄物の優先収集運搬・処理
	・ 補助金関係事務の実施と予算確保
	・ その他必要な事項
応急対応期後半 (～3か月程度)	<u>初動期</u> から必要な業務の継続
	・ 県への事務委託検討と手続き
	・ 必要に応じて二次仮置場の準備・開設・運営
	・ 災害廃棄物処理実行計画の策定
	・ 災害廃棄物の収集運搬及び処理の実施
	・ その他必要な事項
復旧・復興期 (3か月～)	<u>初動期</u> から必要な業務の継続
	・ 災害廃棄物処理の進捗状況の把握と報告
	・ 仮置場の土壌調査・復旧工事及び返却
	・ 仮設トイレの撤去
	・ その他必要な事項

第9節 計画の見直し

本計画は、平常時から県や周辺自治体、関係団体等と共有化を図るとともに、災害発生時の連携や協力体制の構築を進め、災害に対する意識向上や災害廃棄物の処理に関する研修や訓練等の実施、実際の災害対応により明らかになる課題等を踏まえて、より実効性があるものにするため、適宜、適切な見直しを行う。

また、国の計画や指針、本市の地域防災計画等の関連計画の改定を踏まえて、本計画内容の再検討を行い、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第2章 組織体制及び情報収集

第1節 組織体制・指揮命令系統

1. 災害廃棄物処理特別担当チームの設置

災害発生時において、膨大な量の災害廃棄物処理が必要な場合、本計画及び地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理特別担当チームを設置して災害廃棄物処理を行うことが望ましい。

災害廃棄物処理特別担当チームは、地域防災計画に基づく清須市災害対策本部や市民環境部・建設部・総務部等と連携して対応し、必要に応じて国・県・他市町村・その他関係機関等とも連携する。

- ・ 専門的知識・実績を有する職員を配置（設計・積算、契約・補助金処理、法務、環境、クレーム対応等）
- ・ 廃棄物担当部署だけでなく、土木・農政・環境等混成組織
- ・ リーダーシップの取れる総括責任者の選定（ある程度の権限を与えられる立場）

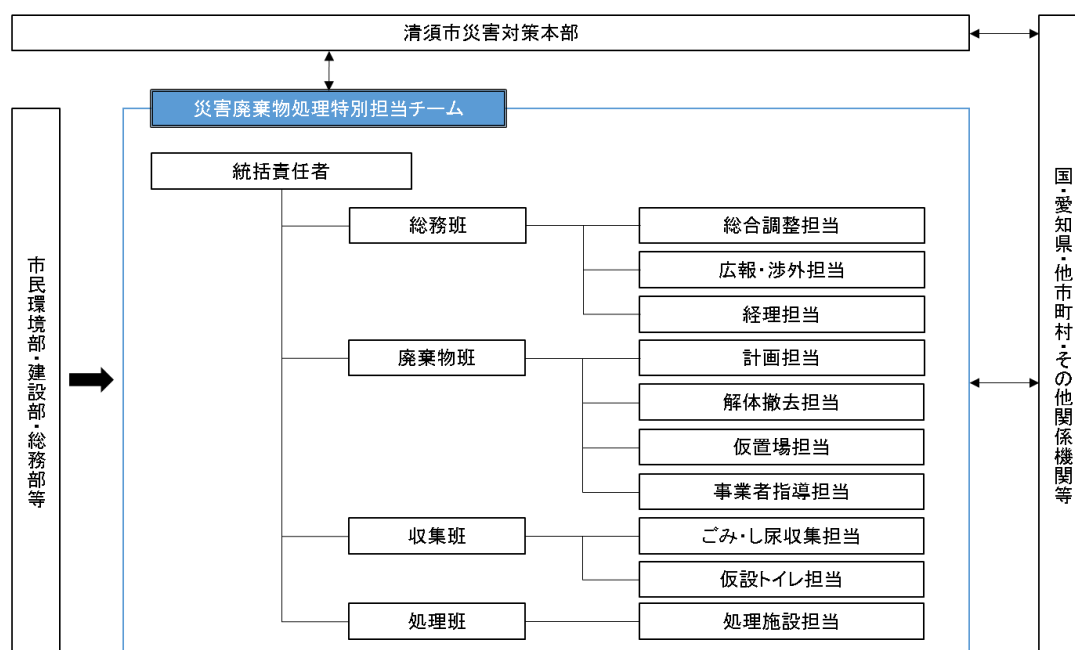


図 2-1 災害廃棄物対策における組織体制

災害廃棄物処理特別担当チームは、以下の点を考慮して設置する。なお、時間の経過とともに業務の内容も変化するため人員の配置や体制は柔軟な対応が必要である。

表 2-1 災害廃棄物処理特別担当チーム設置にあたり考慮すべき点

項目	内容
統括責任者が意思決定できる体制	正確な情報収集と指揮（意思決定）を速やかに行うため、あらかじめ統括責任者を決め、予算執行権を含めた一定の権限を確保する。
専門的知識・実績を有する職員の配置	災害廃棄物処理業務は設計積算・契約・クレーム対応等多岐に渡るため、様々な知見を有する職員を配置する。
土木・建築職経験者等の確保	家屋解体や散乱物回収等土木建設工事に加えて廃棄物の収集運搬、処理・処分の発注が加わることから、そうした特殊な設計対応が可能な土木・建築職を確保し、廃棄物の部署を中心とした混成組織を構築する。
専門家等との連携	災害廃棄物の実務を経験した他自治体の職員や有識者等へ協力を依頼する。

✓ 災害廃棄物処理業務に従事した自治体担当者へのヒアリング結果

- ・ 初動対応で災害廃棄物処理業務の難易度が大幅にかわってくる。そのために「いつ、どこで、誰が、何をやるのか」を事前に確認しておくことが重要
- ・ 災害廃棄物処理業務は業務範囲が広く「**小さな行政**」と見なすことができるため、他部署と連携しながらチームで対応することが重要
- ・ 業務の実施にあたっては、上位計画である地域防災計画が優先されるため、事前に確認し、準備しておくことが必要

2. 各班の業務内容

災害廃棄物処理特別担当チームの設置にあたっては、業務内容を踏まえて人員の配置等を検討する。

表 2-2 各班の役割と業務内容

班	担当	業務内容
総務班	総合調整	・ 各班の総括
		・ 職員の被災・参集状況の確認及び配置
		・ 災害廃棄物対策全体の進行管理
		・ 国・県及び他市町村との連絡調整
		・ 災害廃棄物等関係情報の集約
	広報・渉外	・ 災害廃棄物処理に係る住民周知・啓発
		・ 市民・報道機関等からの問い合わせ対応
		・ 支援要請及び支援受入等対応
		・ 関係団体との連絡調整
		・ 思い出の品対応
廃棄物班	計画	・ 災害廃棄物発生量・避難所ごみ等収集必要量の算定
		・ 収集運搬・処理可能量の算定及び手配
		・ 仮置場等の必要箇所・面積の算定及び手配
		・ 災害廃棄物処理実行計画の策定
	解体撤去	・ 倒壊家屋等の解体撤去
		・ がれきの撤去
		・ 協定に基づく応援要請（がれき収集運搬）
	処理	・ がれきの処理
		・ 協定に基づく応援要請（災害廃棄物処理等）
	事業者指導	・ 事業者指導・産業廃棄物管理
		・ 適正処理困難物・有害廃棄物管理
		・ 不法投棄・不適正排出防止
収集班	ごみ収集	・ 収集車両・委託業者等の被害状況把握及び応急対策
		・ ごみ収集運搬の管理
		・ 協定に基づく応援要請（ごみ収集運搬等）
	し尿収集	・ 収集車両・委託業者等の被害状況把握及び応急対策
		・ 仮設トイレの設置・維持管理
		・ 仮設トイレや家庭から発生するし尿の収集運搬管理
		・ 協定に基づく応援要請（し尿収集運搬）
処理班	仮置場	・ 仮置場の設置及び管理運営
	処理施設	・ ごみ・し尿処理施設の被害状況把握及び応急対策・復旧
		・ 仮設焼却炉等の建設・稼働

第2節 災害廃棄物等の処理主体

廃棄物処理法に基づき、災害廃棄物の処理は原則として市が行うが、市内に中間処理施設及び最終処分場を保有していないことから、周辺自治体や民間事業者等による広域処理の必要性を鑑みて、平常時より災害協定締結の検討を行い、連携体制の構築を進める。

また、南海トラフ巨大地震等による甚大な被害が発生し、本市による災害廃棄物等の事務対応が困難になった場合は、地方自治法に基づく県への事務委託や、災害対策基本法に基づく国への代行処理の検討を行う。

第3節 協力・支援体制

1. 自衛隊・警察・消防との連携

災害発生当初において、本市はまず人命救助を優先しなければならない。迅速な人命救助のために、道路上の災害廃棄物の撤去や倒壊家屋の解体撤去等を行う必要があるため、自衛隊・警察・消防と連携して情報共有を図る。なお、連携・調整にあたっては、情報の一元化の観点から災害対策本部と調整の上で実施する。

2. 県・国との連携

本市が被災した場合、その被害規模に応じて、県や国に対して災害廃棄物処理等に必要な人員の派遣や機材等の提供を要請する。また、災害廃棄物処理の支援団体として設置された災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）を有効に活用して災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を行う。

3. 他市町村等との連携

本市は、他市町村等との間に応援協定を締結しており、本市に被害が発生した場合には協定に基づき支援を要請するとともに、他市町村等に被害が発生した場合には、要請に応じて必要な支援を行う。

4. 民間事業者等との連携

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するが、産業廃棄物に類似した廃棄物が多いことから、自治体よりも民間の産業廃棄物処理業者の方が処理に精通している場合がある。

また、本市は一般廃棄物の収集を全て民間の収集運搬許可業者に委託しているとともに、市内に中間処理施設及び最終処分場を保有していないため、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うために、本市のごみ収集運搬許可業者3社と「災害時における災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定」、大栄環境ホールディングス株式会社と「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結している。

そのため、災害発生時には被害状況に応じて、これらの協定に基づいて支援を要請して民間事業者の経験・能力を活用するとともに、平常時から民間産業廃棄物処理事業者や民間の建設業者等と連携して、災害廃棄物処理に関する連携体制の構築や訓練を実施しておく必要がある。

また、災害廃棄物処理は災害廃棄物処理事業費補助金の対象となることから、平常時から災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成26年6月 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を確認して、対象となる業務等を把握するとともに、災害報告書作成に必要な作業日報等必要書類についても整備しておく。

✓ 参考：災害報告として民間事業者からの提出書類

業務報告書類一覧			
資料 No.	提出頻度	資料名	データ記録場所
1	週単位	業務日報	仮置場
2		作業従事者延べ人数管理表	仮置場
3		仮置場搬出車両管理表（週報）	仮置場
4		仮置場搬出車両写真	仮置場
5		仮置場作業写真	仮置場
6		輸送コンテナ明細書	仮置場
7		処理先搬入実績報告書（週報）	処理先（三重）
8		処理先搬入自社伝票写しおよび計量票写し	処理先（三重）
9		処理先搬入車両写真	処理先（三重）
10		処理先作業写真	処理先（三重）
11		処理処分実績報告書（週報）	処理先（三重）
12	月単位	粉じん測定記録表	仮置場
13		処理先搬入実績報告書（月報）	処理先（三重）
14	年単位	処理処分実績報告書（月報）	処理先（三重）
15		処理先搬入実績報告書（年報）	処理先（三重）
16		処理処分実績報告書（年報）	処理先（三重）

仮置場作業写真 No.1	
業務委託名称	
作業日	平成28年 8月28日～9月3日
仮置場名	
コンテナ盗開閉作業	積込作業
	
粉じん測定作業	飛散物回収
	

5. ボランティア等への情報提供

災害廃棄物の処理が本格化する時期以降、被災家屋の片付けや、粗大ごみ等の搬出に対し多くの人員が必要となることから、ボランティアの協力を要請することも考えられる。その場合、災害廃棄物の適正な分別・処理を円滑に進めるために、被災現場で可能な限り分別してもらうよう依頼するとともに、安全を確保するために、有害物、危険物の取扱いに関する安全管理及び見分け方について周知する。

第4節 ごみ処理に関する災害協定締結状況

災害発生時、本市のみでは迅速な災害廃棄物処理の実施が困難な場合、県や他市町村、関係団体、民間事業者等（協定締結事業者を含む）に支援を要請し、連携して対応を行うため、本市は事前に以下のとおり災害協定を締結している。

表 2-3 廃棄物等に関する災害協定締結一覧

名称	協定締結先	応援内容
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別等
災害時における災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定書	オオブユニティ株式会社 株式会社シミズ 株式会社名古屋清掃	災害廃棄物の撤去、収集運搬
災害時におけるし尿の収集運搬の協力に関する協定書	丸新商事株式会社 株式会社サンキョークリエイト 三協商事株式会社	し尿の収集運搬
災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書	公益社団法人愛知県ペストコントロール協会	防疫活動
災害時における遺体搬送の協力に関する協定書	一般社団法人全国霊柩自動車協会	遺体の搬送
災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書	愛知県葬祭業協同組合 名古屋葬祭業協同組合	棺等葬祭用品の供給
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境ホールディングス株式会社	災害廃棄物等の処理支援（必要に応じて収集運搬も実施）
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、各市町村、各一部事務組合、各下水道管理者	一般廃棄物処理及び下水処理の相互支援

第5節 災害時における県への事務委託

1. 災害廃棄物の処理に関する事務の委託

災害により甚大な被害を受けて災害廃棄物の処理が困難になった場合、本市は地方自治法第252条の14の規定により県に災害廃棄物の処理に関する事務を委託することができる。

2. 事務委託手続き

事務を委託する場合、県と協議の上、規約を定める。また規約については、本市及び県、双方の議会の議決が必要である。

なお、規約は、災害廃棄物の種類、量が変化しても対応できる包括的な内容とし、詳細は別途協議により定めるものとする。

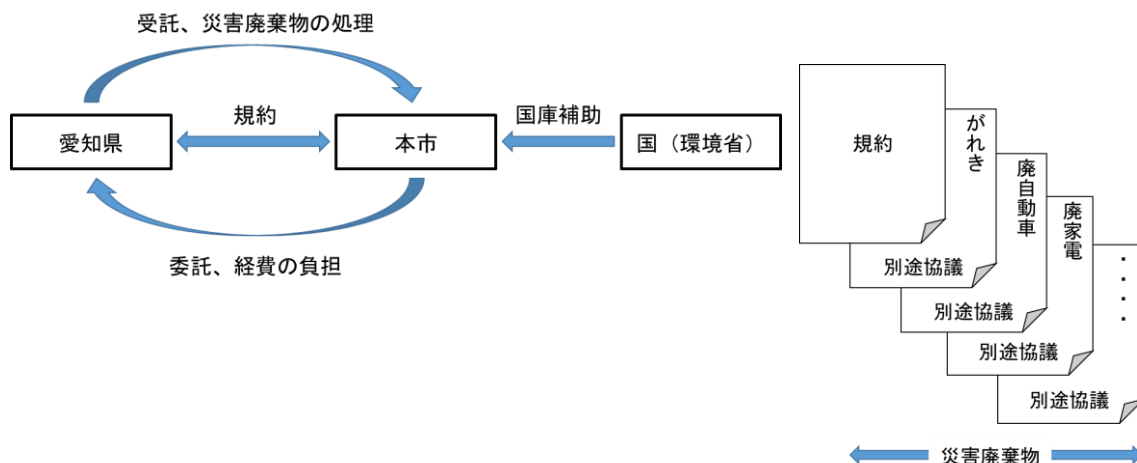


図 2-2 事務委託手順

第6節 関係職員への教育・訓練

災害時に速やかに行動できるよう、平常時から本計画の内容について関係職員に周知するとともに、関係法令、災害報告書作成、補助金交付申請事務に係る実務の研修に積極的に参加する。

また、県や専門家・関係団体等と連携した情報伝達訓練等（県主催年2回実施）に関係職員を派遣し、実践的な対応力の向上を図る。

これらを通じて得られた課題は、本計画の見直しに活用し、実効性を高めていく。

表 2-4 教育訓練で実施する項目

- ① 過去の災害事例とその廃棄物処理に係る課題
- ② 災害廃棄物処理に係る関係法令
- ③ 災害報告書作成・補助金交付申請事務
- ④ 災害廃棄物処理実行計画策定手順
- ⑤ 仮置場の設置・運営方法
- ⑥ 情報伝達訓練、実地訓練

第7節 被害状況等の把握方法及び連絡体制

災害廃棄物について、迅速な対策を講じるためには災害廃棄物の発生量推計や処理体制の確立を設定する必要がある、そのために迅速な被害状況等の情報を収集することが重要となる。また、廃棄物の適正な対応を行うため、県や国へ情報の提供を行い、情報の共有に努める必要がある。収集すべき情報は以下のとおりである。

表 2-5 収集すべき情報

- ① 災害の発生日時、場所、被害概要、気象情報
- ② 災害対策本部の設置状況
- ③ 建物被害状況（全壊、半壊、焼失戸数）
- ④ 浸水状況（床上・床下浸水、倒壊戸数）
- ⑤ 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）の被害状況
- ⑥ 道路、上下水道、ライフライン等の被害状況
- ⑦ 倒壊の危険がある建物、通行障害等の発生状況
- ⑧ 汲み取り便所、浄化槽の被害状況
- ⑨ 避難場所への避難状況
- ⑩ 有害廃棄物、危険廃棄物の被害状況
- ⑪ 利用できる施設、機材、車両、人的資源等及び経費（民間含む）
- ⑫ その他

被災した委託先の廃棄物処理関連施設の状況については、早急に被害内容、稼働の可否、応急対策及び復旧の見込み、搬入出の可否（周辺道路の状況）などを把握する。

施設の応急対策が不可能な場合あるいは施設関係者だけでは復旧が困難な場合（電気・ガス・上水道が使用できない場合、搬入出道路の通行に支障がある場合を含む）は、速やかに県に報告し、必要に応じて、協力・支援団体及び民間事業者に要請するものとする。

第8節 市民への啓発・広報

災害発生時に廃棄物の排出方法に対する市民の理解を得ることや分別排出を徹底するため、市民に対して利用可能なメディアを活用し、必要な情報をできる限り迅速に広報するものとする。

広報媒体としては、テレビ・ラジオ・新聞等の公共通信媒体、防災行政無線、広報誌、貼り紙、広報宣伝車、本市ホームページなどのインターネット等を活用して周知徹底を図るものとする。これらの広報及び周知の内容は以下のとおりである。

表 2-6 災害時に行う広報の内容

時期	内容
初動期 (発災直後)	・生活ごみ及び災害廃棄物の分別方法、危険物等の排出方法
	・排出場所（生活ごみ、災害廃棄物）
	・収集時期、収集期間、収集日時
	・仮置場の開設状況、持込方法
	・不法投棄及び野焼き禁止の徹底
	・し尿及び浄化槽汚泥の収集方法、収集頻度
	・仮設トイレの設置状況、設置場所
	・仮設トイレの使用上の注意及び維持管理
	・その他必要な事項
応急対応期	・仮置場の閉鎖、変更、追加状況
	・家屋の解体撤去の申請方法
	・災害廃棄物の処理フロー、処理方法
	・処理困難物の処理方法
	・実行計画に記載の収集運搬及び処理に関する情報
	・処理の進捗状況、今後の見込み
	・収集体制の変更（平常体制への移行時）
	・その他必要な事項
復旧・復興期	・処理の進捗状況、今後の見込み
	・その他必要な事項

第9節 各種相談窓口の設置等

災害の発生時には、市民からの相談や苦情が寄せられることが想定されるため、相談窓口を設置する。また、相談・苦情の内容やその対応については、情報の共有化を図るため、記録及び整理しておく。

第3章 災害廃棄物処理

第1節 災害廃棄物処理の基本的な考え方

本市の災害廃棄物処理に係る基本方針を次のとおり定める。

基本方針① <u>計画的かつ迅速な処理</u>	市民の生活環境と安全の確保を確実に図るとともに、いち早く復旧・復興につなげるため、国や県並びに民間事業者等との協働体制を構築した上で、災害廃棄物発生量や被害状況等を的確に把握し計画的かつ迅速な処理を行う。
基本方針② <u>安全作業の確保</u>	災害廃棄物の収集運搬や仮置場での保管・積込作業等においては安全確保に努めるとともに、災害廃棄物の飛散・流出や火災防止等周辺の生活環境への影響を十分配慮する。
基本方針③ <u>環境に配慮した処理</u>	騒音・振動、悪臭等周辺環境への配慮や作業員の防疫に努めるとともに、災害廃棄物の仮置場への搬入時から可能な限り分別を行いリサイクルを実施する。
基本方針④ <u>地域協働体制の確立</u>	平常時から本市・市民・事業者それぞれの役割を認識するとともに、関係強化に努める。

図 3-1 災害廃棄物処理に係る基本方針

第2節 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生後は、環境省が策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」や本計画を基に、地域の実情や被害状況を速やかに把握し、処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を策定する。

実行計画を策定後、復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被害状況や災害廃棄物処理の課題に対応し、処理の進捗にあわせて実行計画の見直しを行う。

また、復旧・復興後には策定した実行計画を基に本計画を見直し、今後の災害に備え、実効性を高めていく。

第3節 災害廃棄物発生量の推計

1. 災害廃棄物の発生原単位

災害廃棄物の処理体制及び処理計画を検討するためには、その発生量の推計が必要となる。災害廃棄物発生量は、県計画に基づき、被害区分ごとに以下の原単位を用いて推計するものとする。

なお、本市では南海トラフ地震（過去地震最大モデル）に伴う津波の到達が予想されておらず、床上浸水、床下浸水の建物被害は想定されていない。そのため、本計画において津波堆積物発生量の推計は行わない。

表 3-1 災害廃棄物の発生原単位

単位床面積当たりの廃棄物重量
【県防災局報告書(平成26年)】

木造 (t/m ²)		非木造 (t/m ²)	
可燃物	不燃物	可燃物	不燃物
0.194	0.502	0.100	0.810

選別前の種類別割合【厚生省報告書(平成10年)】

		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	43.9%	3.1%	53.0%
非木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	94.9%	4.9%	0.2%
減量率		99.6%	4.8%	0%	17.4%

選別率(選別前→選別後)【環境省検討委員会資料データから作成】

選別前 \ 選別後	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂
可燃混合物	69.1% (71.3%)	14.1% (14.5%)	8.4% (8.7%)	4.6% (4.7%)	0.7% (0.8%)	3.1% (—)
コンクリートがら	0% (0%)	4.2% (4.4%)	0% (0%)	91.7% (95.4%)	0.2% (0.2%)	4.0% (—)
金属くず	0% (0%)	5.4% (5.5%)	0% (0%)	0% (0%)	93.2% (94.5%)	1.4% (—)
不燃混合物	2.1% (2.8%)	64.0% (84.3%)	0% (0%)	1.1% (1.4%)	8.8% (11.5%)	24.1% (—)
津波堆積物	0.9%	2.4%	0%	2.2%	0.3%	94.1%

上段：津波被害あり 下段：津波被害なし又は極めて小さい

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

表 3-2 本市における平均延床面積

種別	木造	非木造
平均延床面積 (平方メートル)	110.2	357.5

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

2. 災害廃棄物発生量の推計方法

災害発生後、仮置場への災害廃棄物の搬入が進んでいない初期段階においては、建物の被害状況等から災害廃棄物発生量を推計し、その結果を基に処理体制構築の検討を行う。

災害廃棄物（津波堆積物を除く）発生量は、次式及び以下の手順により推計する。

●災害廃棄物発生量の推計方法

$$\text{災害廃棄物発生量（トン）} = \text{建物被害棟数（棟）} \times \text{発生原単位（トン／棟）}$$

$$Q1 = \sum (N \times s \times q \times r1)$$

$$Q2 = \sum (Q1 \times r2 + Q3 \times r2)$$

Q1：選別前の種類別発生量

Q2：選別後の種類別発生量

N：市町村別の木造・非木造別被害棟数

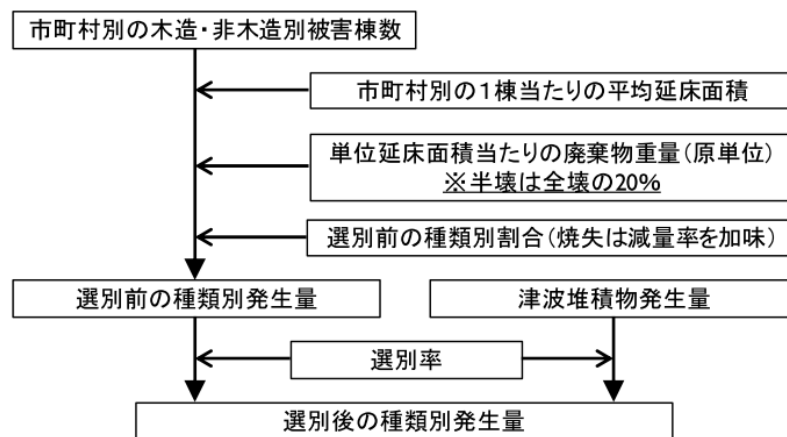
r2：選別率

s：市町村別の平均延床面積

Q3：津波堆積物発生量

q：単位延床面積当たりの廃棄物重量

r1：選別前の種類別割合



出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

図 3-2 災害廃棄物発生量の推計手順

✓ 参考：風水害における災害廃棄物発生量の推計方法

風水害については、床上浸水、床下浸水の建物被害の発生が予想されることから、この場合は、浸水に係る発生量も考慮する。

●発生原単位

棟数当たりの廃棄物重量
【水害廃棄物対策指針(平成17年)】

	原単位(㌧/棟)
床上浸水	3.79
床下浸水	0.08

選別後の種類別割合

【東海豪雨実績から作成】

可燃物	不燃物	金属
72.8%	24.2%	3.0%

選別率(選別後→選別前)

【環境省検討委員会資料データ及び東海豪雨実績から作成】

選別前 選別後	可燃 混合物	金属くず	不燃 混合物
可燃物	99.6%	0%	0.4%
不燃物	61.1%	0.2%	38.6%
金属	26.1%	31.3%	42.6%

●災害廃棄物発生量の推計方法

災害廃棄物発生量(トン) = 建物被害(床上浸水、床下浸水)棟数(棟)
×発生原単位(トン/棟)

$$Q5 = \Sigma ((N0 - N1) \times q1 \times r2)$$

Q5：選別前の種類別発生量

N0：全建物棟数

N1：被害棟数(全壊・半壊・焼失)

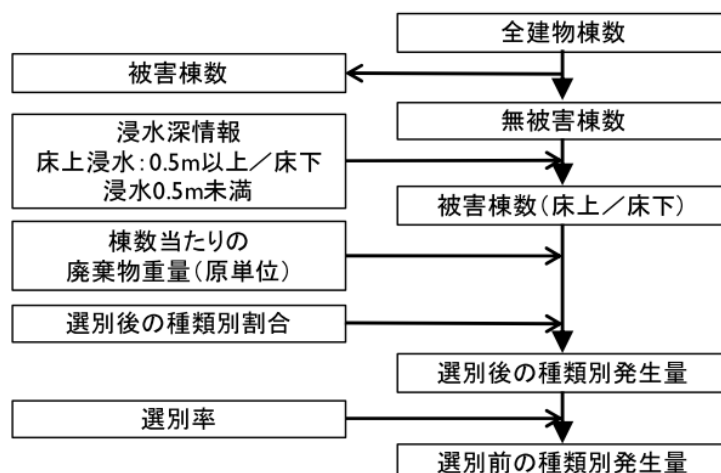
q1：棟数当たりの廃棄物重量

r2：選別後の種類別割合

$$Q4 = \Sigma (Q5 \times r3)$$

Q4：選別前の種類別発生量

r3：選別率(選別後→選別前)



出典：愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)を基に作成

3. 想定される災害廃棄物発生量

2. の推計方法を用いて推計した南海トラフ地震（過去地震最大モデル）発生時の災害廃棄物発生量は以下のとおりとなる。

表 3-3 災害廃棄物発生量

【選別前】

種別	災害廃棄物	津波堆積物	
		可燃物	不燃物
災害廃棄物発生量 (トン)	85,672	15,252	70,420

【選別後】

種別	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリートがら	金属	合計
災害廃棄物発生量 (トン)	11,261	16,653	1,329	51,776	4,653	85,672

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

第4節 災害廃棄物処理可能量の整理

本市は市内に中間処理施設及び最終処分場を保有していないことから、災害発生時には周辺自治体や民間事業者等へ処理委託を行うことになる。そのため、民間事業者等と災害廃棄物処理に関する災害協定を締結しているが、今後も引き続き適正かつ迅速な災害廃棄物処理を行うために民間事業者等との災害協定締結を検討する。

✓ 参考：愛知県の一般廃棄物処理施設における処理可能量

【焼却処理施設】

No.	市町村名	施設名称	処理能力 (トン/日)	炉数	想定震度	処理可能量 (トン/3年)
1	名古屋市	南陽工場	1,500	3	6弱	342,068
2		猪子石工場	600	2	5強	0
3		五条川工場	560	2	6弱	48,645
4		鳴海工場 (PFI)	530	2	6強	0
5	豊橋市	資源化センター焼却施設3号炉	150	1	6弱	40,289
6		資源化センター焼却施設1,2号炉	400	2	6弱	37,539
7	岡崎市	八帖クリーンセンターごみ焼却施設1号炉	100	1	6弱	2,346
8		中央クリーンセンターガス化溶融施設	380	2	6弱	31,077
9	一宮市	環境センター	450	3	5強	38,405
10	半田市	クリーンセンター	150	2	6弱	7,495
11	春日井市	クリーンセンター1,2号炉	260	2	5強	255,294
12		クリーンセンター3,4号炉	280	2	5強	78,384
13	豊川市	清掃工場 1,3号炉	134	2	5強	7,509
14		清掃工場 5,6号炉	130	2	5強	7,947
15	豊田市	藤岡プラント3号炉	90	1	5強	0
16		渡刈クリーンセンター	405	3	6弱	46,241
17	安城市	環境クリーンセンター	240	2	6弱	45,204
18	西尾市	クリーンセンター (ごみ焼却施設)	195	3	6強	2,966
19	蒲郡市	クリーンセンター	130	2	6弱	31,844
20	犬山市	都市美化センター	135	2	5強	34,839
21	稲沢市	環境センター	180	3	6弱	76,677
22	新城市	クリーンセンター	60	2	5強	3,987
23	東海市	清掃センター	160	2	6弱	23,024
24	知多市	清掃センター	130	2	6弱	29,039
25	田原市	田原リサイクルセンター炭生館 (PFI)	60	2	6強	3,552
26	東部知多衛生組合	東部知多クリーンセンター	240	3	6強	35,342
27	衣浦衛生組合	クリーンセンター衣浦	190	2	6強	26,000
28	常滑武豊衛生組合	クリーンセンターごみ処理施設	150	2	6弱	16,770
29	尾張東部衛生組合	晴丘センターごみ焼却施設	300	2	6弱	48,819
30	海部地区環境事務組合	八徳クリーンセンター	330	3	6弱	67,671
31	小牧岩倉衛生組合	環境センターごみ溶融施設	197	2	5強	31,077
32	知多南部衛生組合	知多南部クリーンセンター (ごみ処理施設)	113	2	6強	20,244
33	刈谷知立環境組合	クリーンセンター	291	3	6弱	24,987
34	江南丹羽環境管理組合	環境美化センターごみ焼却処理施設	150	2	5強	13,356
35	北設広域事務組合	中田クリーンセンター	20	2	5強	2,298
36	尾三衛生組合	東郷美化センター	200	2	6弱	28,725
	合計					1,509,658

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

【埋立処分施設】

NO.	施設設置者	施設名称	埋立地面積 (平方メートル)	全体容積 (立法メートル)	処理可能量 (覆土分を除く) (立法メートル)	処理可能量 (覆土分を除く) (トン)
1	名古屋市	愛岐処分場	250,000	5,770,000	290,314	429,665
2		第二処分場	11,300	107,300		
3	豊橋市	廃棄物最終処分場 (高塚地区第Ⅱ工区)	138,944	1,588,000	210,986	312,259
4		廃棄物最終処分場 (高塚第6次Ⅰ工区)	25,000	262,000		
5	岡崎市	北部一般廃棄物最終処分場	197,963	399,100	192,002	284,163
6	一宮市	光明寺最終処分場	21,540	105,480	12,123	17,942
7	半田市	一般廃棄物処理場	13,400	106,000	3,047	4,510
8	春日井市	一般廃棄物内津最終処分場	12,190	232,000	0	0
9		一般廃棄物足山田最終処分場	4,300	17,856		
10	豊川市	一般廃棄物深田最終処分場	15,800	80,000		
11		一般廃棄物三月田最終処分場	19,000	105,000	44,930	66,497
12		一般廃棄物金野最終処分場	2,500	9,102		
13		一宮焼却灰最終処分場	12,230	84,493		
14	津島市	一般廃棄物最終処分場 (鹿伏兎)	25,197	138,149	34,391	50,898
15	碧南市	西端地内一般廃棄物最終処分場	10,197	41,443	16,815	24,887
16	刈谷市	第二不燃物埋立場	27,000	87,000	21,341	31,585
17	豊田市	グリーン・クリーンふじの丘	24,000	125,000	0	0
18	安城市	一般廃棄物最終処分場 (榎前)	23,400	80,200	35,657	52,773
19		平原地区一般廃棄物最終処分場	16,800	146,000		
20	西尾市	一色地区一般廃棄物最終処分場	10,000	49,000		
21		佐久島地区一般廃棄物最終処分場	1,230	2,660	109,635	162,259
22		吉良地区一般廃棄物最終処分場	9,400	46,500		
23		幡豆地区一般廃棄物最終処分場	7,100	38,824		
24	蒲郡市	一色不燃物最終処分場	25,210	205,213	27,315	40,427
25		一般廃棄物最終処分場	12,700	113,000		
26	犬山市	八曽一般廃棄物最終処分場	8,583	72,158	4,729	6,999
27	常滑市	一般廃棄物最終処分場	18,000	95,500	26,284	38,901
28	江南市	一般廃棄物最終処分場	13,670	59,700	6,886	10,192
29		有海一般廃棄物管理型埋立処分場	8,600	37,000		
30	新城市	鳥原一般廃棄物管理型埋立処分場	7,000	68,000	34,439	50,970
31		七郷一色一般廃棄物管理型埋立処分場	5,600	30,000		
32		作手菅沼一般廃棄物管理型埋立処分場	1,800	4,600		
33	東海市	東大久利最終処分場	7,860	35,730	9,505	14,067
34	知多市	東鴻之巣最終処分場	12,400	57,600	29,630	43,852
35	知立市	第2不燃物処理場	13,573	46,553	12,681	18,767
37		赤羽根環境センター	3,900	12,200		
38	田原市	渥美一般廃棄物最終処分場	44,080	150,500	102,754	152,076
39		第二東部最終処分場	6,900	40,000		
40	弥富市	鍋田最終処分場	5,900	27,000	21,837	32,318
41	みよし市	不燃物埋立処分場	10,400	85,400	67,561	99,990
42	あま市	七宝町安松一般廃棄物最終処分場	5,506	31,657	52,573	77,808
43		篠田一般廃棄物最終処分場	15,658	85,336		
44	飛島村	一般廃棄物最終処分場	5,000	2,300	0	0
45	南知多町	篠島不燃物埋立地	2,488	8,316	9,580	14,179
46		日間賀島不燃物埋立地	4,168	26,625		
47	武豊町	一般廃棄物最終処分場	9,400	65,500	4,341	6,424
48	幸田町	一般廃棄物最終処分場	2,300	4,000	1,738	2,573
49	東部知多衛生組合	洲崎最終処分場	6,857	12,127	22,137	32,763
50		大東最終処分場	8,370	38,139		
51	尾張東部衛生組合	一般廃棄物最終処分場	21,000	200,000	106,649	157,841
52	小牧岩倉衛生組合	環境センター処分場	24,500	293,900	40,279	59,613
53	知多南部衛生組合	一般廃棄物最終処分場(口苔廻間)	8,500	40,000	24,086	35,647
54	江南丹羽環境管理組合	最終処分場	9,980	32,300	14,928	22,093
55	北設広域事務組合	滝の入最終処分場	1,629	3,600	1,543	2,283
56	北名古屋衛生組合	藤岡最終処分場 (豊田市)	9,700	91,800	36,482	53,993
	合計				1,629,197	2,411,212

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

第5節 処理スケジュール

本市で発生する災害廃棄物処理については、早期復旧・復興のため、可能な限り早く完了することを目指す。災害の規模や発生量等を考慮して最適な期間を設定するとともに、大規模災害の場合においても、東日本大震災及び阪神・淡路大震災における事例を踏まえ、3年間で終わることを目標とする。処理スケジュールは東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成23年5月 環境省）及び岩手県及び宮城県の処理計画を参考に災害の規模等に応じて適宜計画する。

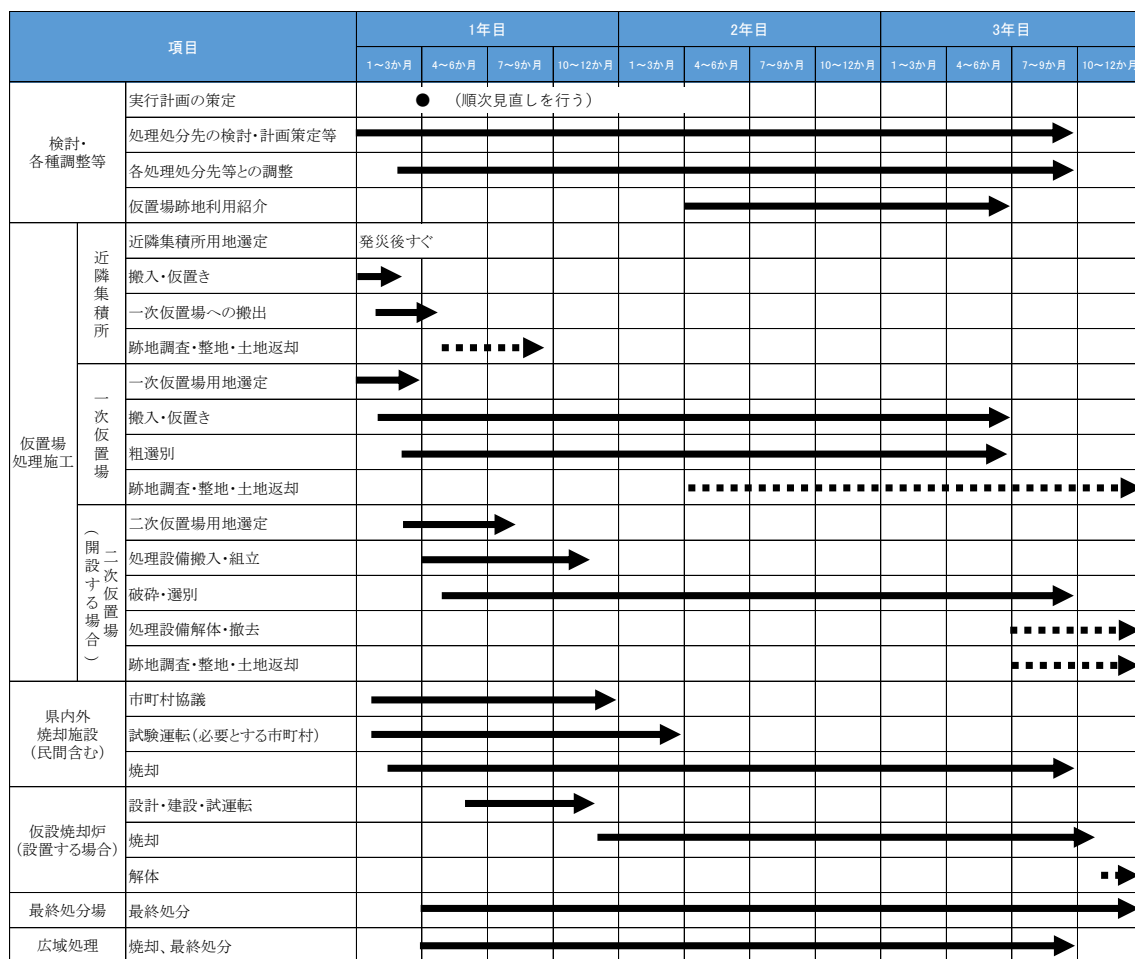


図 3-3 想定される処理スケジュール

本市は、市内に中間処理施設や最終処分場を保有していないことから、被災時には周辺自治体や民間事業者等に処理を委託する必要がある。平常時から周辺自治体や民間事業者等の受入基準や受入可能量を把握するとともに、速やかに復旧・復興を進めるために、迅速に処理ができる方法を検討する。

✓ 参考：関東・東北豪雨による常総市災害廃棄物処理の事例

（平成27年9月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録より）

- ・ 民間の廃棄物処理施設・資源化施設を最大限活用し、発災後1年で52,372トンの災害廃棄物を処理（全仮置場の原状回復は平成29年2月）
- ・ 陸上輸送や海上輸送を併用し広域処理を実施し、腐敗性の高い混合廃棄物の搬出・処理を平成28年4月に完了（26,356トン）
- ・ 災害廃棄物の迅速な処理には広域処理が有効である。
- ・ 早期段階で環境省、茨城県、D.Waste-Net、各民間企業、その他関係機関が連携した処分体制を構築できたことがスムーズな処理につながった。

			平成27年				平成28年										
			9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
災害廃棄物処理実行計画			策定														
準備等	一次仮置場	① 地域交流センター東側駐車場									◎生活環境保全上の支障物処理完了						
		② 豊田球場					全壊家屋の集積・分別				◎生活環境保全上の支障物処理完了						
		③ きぬアクアステーション															
		④ クリーンポート・きぬ北側専用地															
		⑤ 宝堀(ほうほり)球場															
		⑥ 圏央道常総IC用地									◎生活環境保全上の支障物処理完了						
		⑦ 青少年の家グラウンド					全壊家屋の集積・分別				◎生活環境保全上の支障物処理完了						
		⑧ 水海道産業ストックヤード									◎生活環境保全上の支障物処理完了						
仮置場監理																	
廃家電			⑨	ポリテクセンター茨城								集積・家電リサイクル					



仮置場での海上コンテナへの積込



海上輸送

第6節 収集運搬

災害廃棄物により生活環境に支障をきたさないようにするため、災害発生後は速やかに収集運搬体制を構築し、災害廃棄物を撤去することが重要である。

平常時から収集運搬体制や収集運搬ルートを検討を進めるとともに、ボランティアや民間事業者等と協力体制の構築や収集運搬車両リストを作成する。

1. 収集運搬の範囲

発災後、近隣集積所から一次仮置場への運搬、一次仮置場から二次仮置場への運搬、及び中間処理施設等への運搬を実施する。

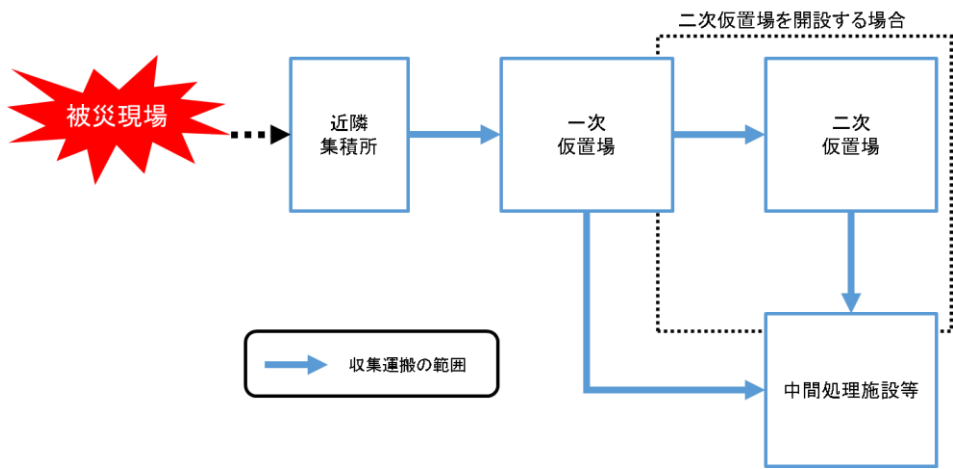


図 3-4 収集運搬の範囲

2. 収集運搬車両の確保

災害廃棄物や避難所ごみ等を収集運搬するために、必要な体制を構築する。

本市の家庭ごみの収集運搬は委託事業者が実施しているため、平常時から委託事業者と連携して収集運搬車両の種類や台数を把握・共有するとともに、車両が不足する場合には、県や周辺自治体、民間事業者等（協定締結事業者を含む）へ支援要請を行う。

なお、災害廃棄物は、平常時の生活ごみ等と性状が異なるため、平常時から災害廃棄物の収集運搬に適した車両に関する情報収集を行い、災害発生時に被災状況に応じた収集運搬車両を確保できるように努める。

表 3-4 災害時の収集運搬使用予定車両台数（令和2年1月現在）

車種	保有台数（台）			合計積載可能量（キログラム）		
	本市	委託業者	合計	本市	委託業者	合計
トラック（軽トラ含む）	10	9	19	11,700	21,750	33,450
パッカー車	-	21	21	-	81,500	81,500
アームロール車	-	8	8	-	36,080	36,080
合計	10	38	48	11,700	139,330	151,030

種類	写真
● 深あおり式清掃ダンプトラック 廃棄物の積込みは、ボディ後部または上部から行い、排出は後部扉を開いて排出する。構造は、土砂などを運搬するダンプ車と同じであるが、積載効率を高めるためにボディを深あおりにしたものである。構造が単純であるため、生活ごみ、粗大ごみ、産業廃棄物の収集運搬に幅広く活用されている汎用車である。	
● 脱着装置付コンテナ自動車 脱着装置付コンテナ自動車（アーム式ローダ車）は、トラックの荷台を着脱でき、1台のトラックと複数個のコンテナの組合せにより、廃棄物の貯留、収集、輸送までをシステム化できる車両である。L型の強力な鋼鉄製のアームにより、自力で荷台の積降ろしを行い、安定した作業能力を持っている。	
● 床面搬送装置装着車 床面搬送装置はトラックやトレーラの荷台フロア長さのアルミ製フロアスラット及び油圧ユニットで構成されている。このスラットは、油圧シリンダにより、水平を維持した状態で前後方向に4段階で往復運動をすることにより、積載物を効率的に搬送することができる。	
● コンテナ傾倒装置付収集車 廃棄物は専用の反転用バー付コンテナ（0.5～0.7立方メートル）に投入される。このコンテナを傾倒させる装置が機械式収集車に装着しており、これによりコンテナ内の廃棄物はホッパー部に投入される。廃棄物が露出すること無く、作業員も廃棄物に手を触れることなく、衛生的に収集作業が行うことができる。	
● 着脱式コンテナ 上述の着脱装置付コンテナ自動車に着脱可能な廃棄物積載コンテナであり、車両の大きさに応じて積載重量が変動する。廃棄物積込み後の飛散防止のため、コボレーン付きのコンテナもある。	

● 廃棄物専用20フィートコンテナ

上部開閉式で廃棄物を積込み、トレーラで運搬する。また海上輸送に対応可能なコンテナとなっているため、災害廃棄物の大量輸送・広域処理を行うことができる。



図 3-5 災害廃棄物の収集運搬車両（一例）

また、一次仮置場の設置を必要とするような大規模災害が発生した場合は、迅速な処理を実施できる体制整備を行うことが求められるため、平常時から大型車を保有する民間事業者等との連携を検討する。

なお、南海トラフ地震（過去地震最大モデル）における災害廃棄物発生量は85,672トンと推計されている。過去の災害廃棄物処理実績を踏まえ、必要収集運搬台数は延べ5,712台と推計できる。

表 3-5 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）における想定される収集運搬台数

種別	可燃物	不燃物	合計
災害廃棄物発生量（トン）	15,252	70,420	85,672
収集運搬延べ台数（台）	1,017	4,695	5,712

✓ 参考：平成30年7月豪雨災害により発生した災害廃棄物処理に係る発生量と収集運搬台数（一例）

- 延べ57日間で災害廃棄物6,924.94トンを一歩仮置場から計731台で搬出

車種・規格	台数（台）	重量（トン）
海上コンテナ	719	6,800.93
10トンコンテナ車	12	124.01
計	731	6,924.94

3. 収集運搬ルート

災害廃棄物の収集運搬ルートは、道路・橋梁の被害状況や交通渋滞等を考慮して計画する。平常時から愛知県統合型地理情報システムやハザードマップ等により被害状況を想定しておくとともに、指定緊急交通路の使用方法等を確認する。

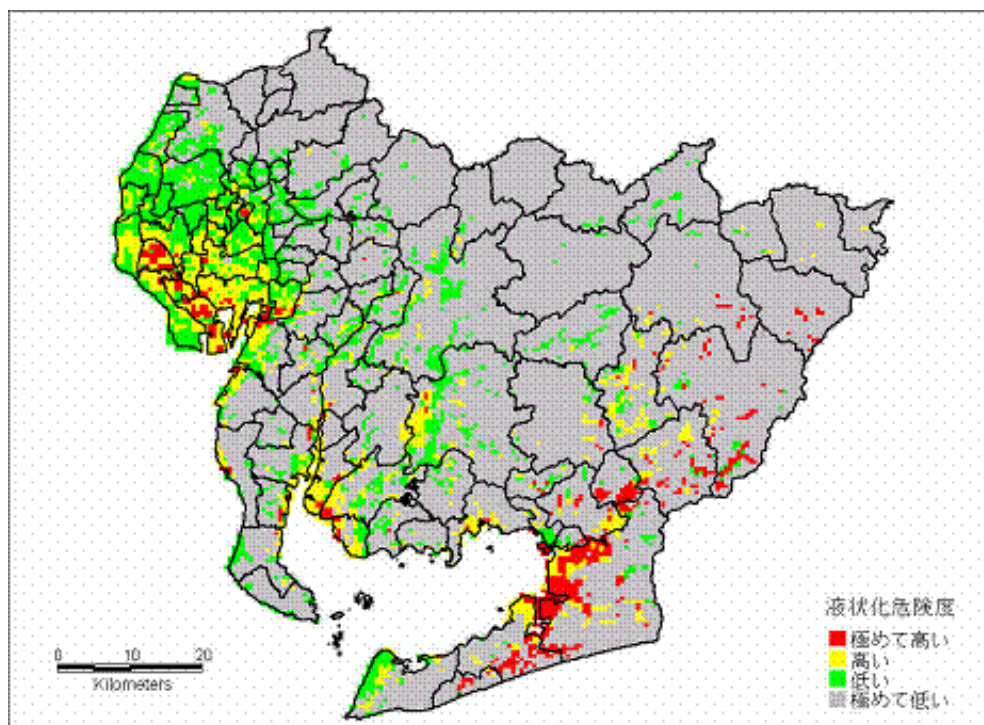


図 3-6 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）における液状化危険度分布図

4. 緊急通行車両登録

災害時、緊急交通路が指定された場合、被災地の迅速な復旧・復興のため、災害廃棄物の収集運搬車両が同所を通行する場合は、速やかに緊急通行車両の使用届出を行うとともに、事前の届出についても検討する。

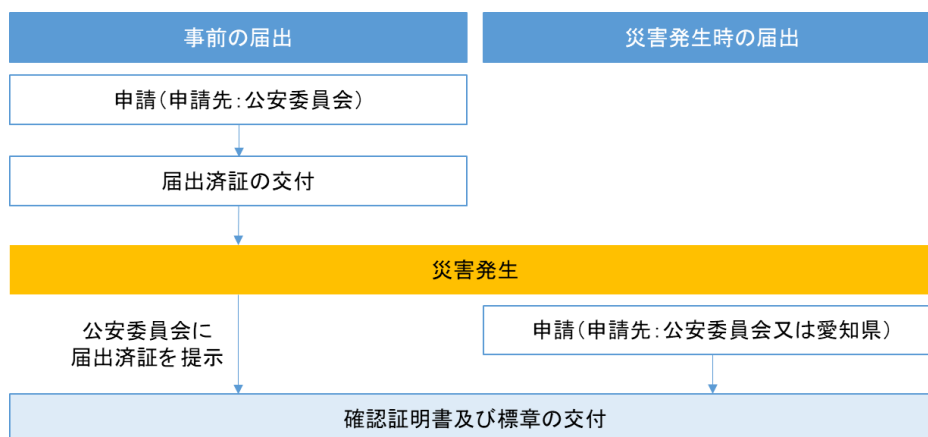


図 3-7 緊急通行車両届出の事務フロー

第7節 仮置場

災害時には、片付けごみや家屋解体がれきなどの災害廃棄物が大量に排出される。ただし、これらの災害廃棄物を一時的に大量に処理施設へ搬入しても、処理が困難となる場合や処理施設に向かう搬入路が寸断されて通行が困難である場合等が考えられ、暫定的に積み置きできる仮置場を確保することが必要となる。

そのため、平常時から仮置場候補地を検討しておき、災害発生時には被災状況に応じた仮置場を速やかに開設することができるようにしておくことが重要である。

✓ 参考：過去の水害における被災日と最初の仮置場が設置された日の関係

- ・ 水害の場合、災害発生直後からすぐに生活圏外に土砂混じりの災害廃棄物が排出され、道路上に廃棄物が散乱する事例も発生していることから、速やかな仮置場等の設置が特に重要である。

災害名称	発災した日	最初の仮置場が設置された日
令和元年台風第19号災害（長野市）	令和元年10月12日	令和元年10月14日
令和元年台風第19号災害（常陸太田市）	令和元年10月12日	令和元年10月14日
平成30年7月豪雨（倉敷市）	平成30年7月8日	平成30年7月9日
平成30年7月豪雨（呉市）	平成30年7月8日	平成30年7月11日
平成27年9月関東・東北豪雨（常総市）	平成27年9月10日	平成27年9月11日
平成26年8月豪雨（広島市）	平成26年8月20日	平成26年8月20日

出展：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策チーム（災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～、2016年3月31日）を基に最新の事例を追記

1. 仮置場の分類等

仮置場は用途に応じて3種類に分類される。設置する仮置場の分類と設置期間及び仮置場の運用フローは次のとおりとする。ただし、二次仮置場については被害規模などを勘案し、必要に応じて設置する。

本市は、平成12年9月の「東海豪雨」において、被災家屋から大量の片付けごみが市道上に排出されたため、緊急車両通行の妨げとなり、復旧に支障をきたした苦い経験をしている。

その先例を鑑みて、災害発生時には市内各所に緊急的な仮置場として近隣集積所を設置し、生活環境の確保や緊急車両等の通行を確保する。

表 3-6 仮置場の分類と設置期間

名称	定義	設置期間
近隣集積所	被災者の生活環境と安全の確保や道路脇等への散乱防止のため、仮に集積しておく場所	初動期（発災直後）から必要。（発災～数か月） ※市外等からの「なりすましごみ」被害も多く、一次仮置場の開設に合わせて早期に閉鎖することが望ましい。
一次仮置場	処理前の災害廃棄物を一定期間、分別・保管し、処理施設へ搬出する場所	発災後速やかに必要。（発災～3年程度） ※災害廃棄物発生量や処理完了までの期間を十分考慮して設置の有無を検討することが望ましい。
二次仮置場	災害廃棄物の破碎・焼却処理等を行う為に仮設の中間処理施設を設置する場所	発災から一定期間経過後に必要。（発災後数か月～3年程度） ※災害廃棄物発生量や処理完了までの期間を十分考慮して設置の有無を検討することが望ましい。

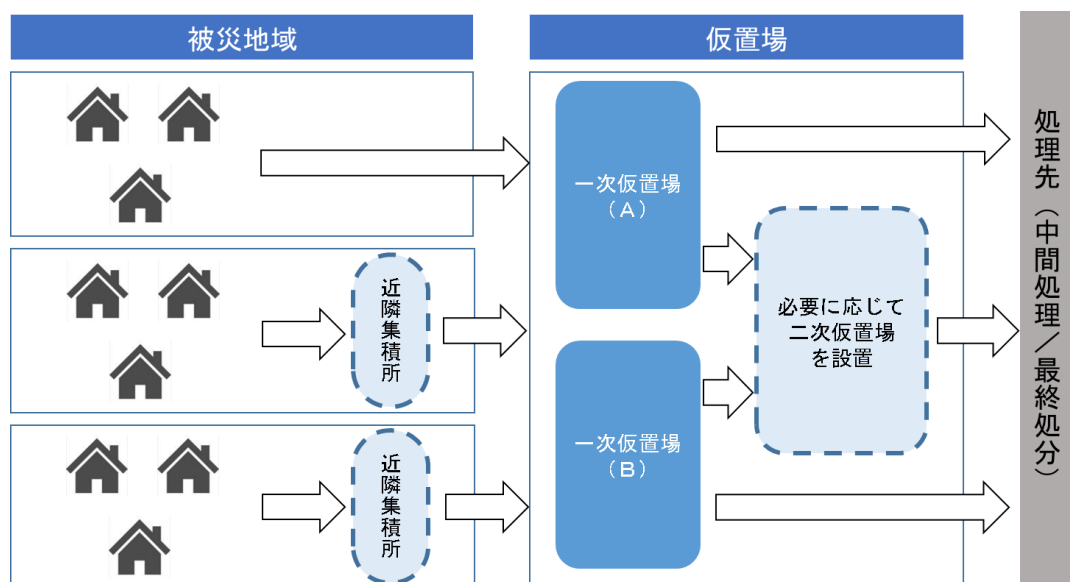


図 3-8 仮置場の運用フロー



出典：環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

図 3-9 平成30年7月西日本豪雨における仮置場の状況

2. 仮置場候補地の選定

本市は、災害の種類や規模、被災エリアを考慮し、災害発生後速やかに一次仮置場を開設し、市民からの受入体制を構築するとともに、状況に応じて近隣集積所を設置する。

災害発生時に開設する仮置場については、平常時から都市公園やグラウンドなどの公共用地をリストアップするとともに、現地調査を行い、有効面積や搬入出口の形状など11項目で評価し、事前に使用可能な仮置場候補地を選定しておく。

表 3-7 一次仮置場の選定条件

No.	項目	チェック内容
1	立地条件	河川敷、ハザードマップ等での危険箇所は避けているか。 周辺で車両の待機場所を確保できるか。
2	前面道路幅	大型車が通行可能な7メートル以上が目安。 大型車両の出入り口を確保できるか。
3	所有者	土地所有者は誰か。 周辺住民の理解が得やすい土地か。
4	面積	4,000平方メートル以上が目安。
5	周辺の土地利用	周辺に住宅地や病院がないか。 (200メートル以上離れていることが目安)
6	搬入出口の形状	搬入出口は大型車が通行できる幅か。 搬入出口が複数確保できるか。
7	輸送ルート	高速道路 I C、緊急輸送路、港湾に近いかな。
8	土地の形状	平坦地で変則形状の土地ではないか。 障害物がないか。
9	土地の基盤整備状況	舗装されているか、砕石舗装・未舗装か。 敷鉄板等の設置が可能な場所か。
10	設備（水の確保等）	水を確保できるか。 電力を確保できるか。
11	地域防災計画での位置づけ	応急仮設住宅、自衛隊活動拠点等に指定されていないか。

3. 近隣集積所

(1) 近隣集積所の開設

本市内には、多くの都市公園、ちびっこ広場等が整備されており、緊急的な「仮置場」として利用できる条件が整っているため、これらを含め公共用地を活用して災害の種類、規模に応じて近隣集積所を選定・開設する。開設後は場内を適切に管理するとともに、復旧活動の進捗を注視しながら設置箇所の縮小・統合を進める。

(2) 近隣集積所の配置

近隣集積所は緊急的な仮置場として生活圏内の公共施設に設置するため、災害廃棄物をあまり滞留させずに短期間で一次仮置場へ搬出する。発災直後や週末には搬入車両等で周辺道路が渋滞することも考えられるため、搬入車両等がすぐに荷降ろしできる体制を構築する必要がある。便乗ごみや不法投棄の搬入防止のためにも、他自治体の応援職員やボランティア等の協力を得て、管理者を配置し近隣集積所の管理を行うとともに、火災等防止のため危険物など最低限の分別を行う。

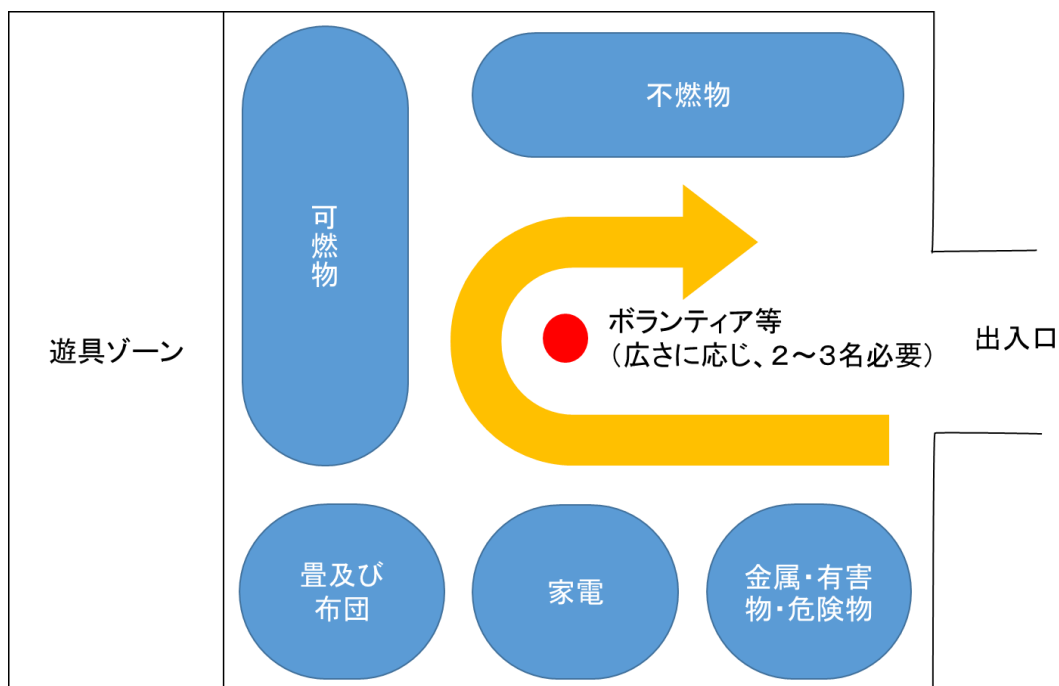


図 3-10 都市公園を近隣集積所とした場合のレイアウトイメージ図

4. 一次仮置場

(1) 一次仮置場の開設

災害発生時には、被災状況や被災エリアに応じて公共用地から必要数を選定して設置する。仮置場の開設にあたっては、仮設住宅建設予定地や自衛隊活動拠点など地域防災計画における防災拠点として位置付けられている場所もあるため、関係機関と調整の上、利用可能の是非を確認しなければならない。

大規模災害の場合、一次仮置場は数か月～最大3年開設することになるため、場内や周辺への飛散防止などの環境対策を行い適切な管理を実施していくとともに迅速に災害廃棄物の処理を進めていく。

なお、二次仮置場の設置が必要な場合においては、一次仮置場候補地から、被災状況や周辺環境への影響、運搬効率など総合的に判断し、必要に応じて有識者等の意見を踏まえて選定する。

✓ 豪雨災害における河川緑地帯等での仮置場設置の可否

- ・平成12年9月に発生した東海豪雨では、庄内川西枇杷島緑地及び庄内川新川緑地が浸水し、河川水位低下までに数日間を要したことから、水害の場合、発災直後には河川緑地帯等を仮置場として選定できないことに留意する。

(2) 一次仮置場内の配置

仮置場は、分別の推進と作業の安全を考慮し、区画や搬入路、人員の配置等を設定する。仮置場内の配置等は以下の点を考慮して設定する。

表 3-8 仮置場内の配置等検討のために考慮する点

- ・搬入路は原則として一方通行とし、分岐や合流は少ないことが望ましい。
- ・出入口には誘導員を配置し、事故防止に努める。
- ・仮置場内の搬入・通行路は、大型車が走行できるように整備する。
- ・区画ごとの分別区分を示す配置図や看板を設置する。
- ・火災防止のため、区画と区画は2メートル以上の離隔を設け、積み上げ高さは5メートル以下とする。
- ・汚水の発生等が懸念される場合は、遮水シートを設置するなどによって汚染防止を行う。
- ・不法投棄や資源物の盗難防止のため、敷地境界には仮囲いを設けるとともに、夜間等無人となる場合は施錠する。

✓ 災害廃棄物処理業務に従事した自治体担当者へのヒアリング結果

- ・ 仮置場は、災害廃棄物搬入車両で長蛇の列になる。仮置場内をスムーズに誘導するためには、事前にレイアウトや災害廃棄物の分別方法を市民に周知しておく必要がある。また、仮置場入口にレイアウト図や分別方法を見やすく掲示することも効果的である。
- ・ 普段から顔を知っている方が仮置場の受付や分別指導を行うことで、分別意識向上や域外搬入防止につながる。(ヒアリング自治体では消防団員が対応)
- ・ 搬入時に分別を徹底するためには、早期に作業人員を確保するべきである。

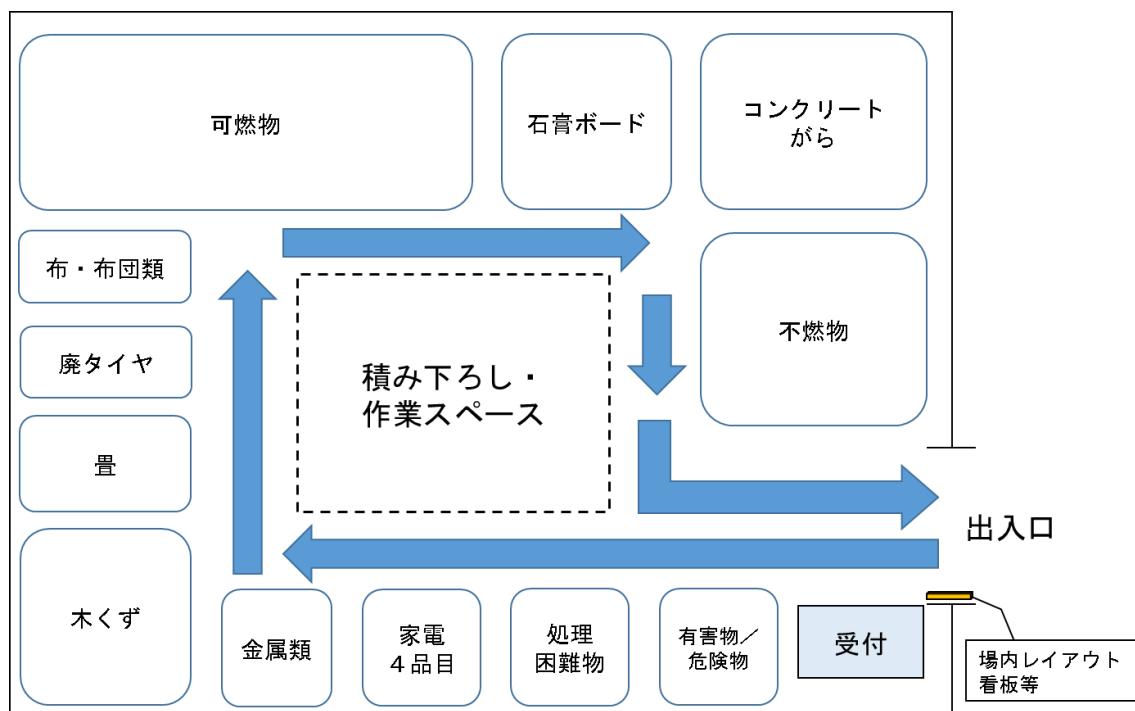


図 3-1 1 一次仮置場のレイアウトイメージ図

（３）一次仮置場必要面積の推計方法

仮置場必要面積については、作業スペースや積み上げ高さを考慮して、次の方法により推計する。推計にあたり県計画との整合を図り、災害廃棄物の種類のうち可燃物以外は、見かけ比重（不燃物）の値を用いて推計する。

なお、本市は津波の到達が予想されていないことから、津波堆積物の仮置場面積の推計は不要である。

●一次仮置場必要面積の推計方法

$$\text{必要面積} = (\text{①保管面積} + \text{②作業スペース面積}) \div 2$$

$$\text{①保管面積} = \text{発生量（重さ）} \div \text{比重} \div \text{高さ}$$

比重：可燃物 0.55、不燃物 1.48、津波堆積物 1.28

高さ：災害廃棄物 2メートル、津波堆積物 2～10メートル

$$\text{②作業スペース面積} = \text{①保管面積} \times 2/3$$

※ 災害廃棄物の発生と処理が同時進行するため、保管面積と作業スペース面積の半分の面積を確保する。

※ 仮設処理施設等を設置する場合には、別途面積を必要とする場合がある。

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

（４）想定される災害時の一次仮置場必要面積

（３）の推計方法を用いると、南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の仮置場必要面積は12,552平方メートルと想定される。

表 3-9 仮置場必要面積

災害廃棄物等発生量（トン）		仮置場必要面積 （平方メートル）
災害廃棄物	津波堆積物	
85,672	—	12,552

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

5. 仮置場の管理・運営

仮置場を設置した場合は、速やかに必要な機材や人員を確保し、周辺環境や安全に十分配慮しながら災害廃棄物の受入や搬出などスムーズな運営を行う。

(1) 必要資機材の確保

仮置場の運営に必要な資機材は以下のとおりである。平常時から関係機関・業界団体と災害支援・応援に係る協定を締結し、必要資機材の手配方法を定めるとともに、本市が保有する資機材について保管場所を記載した一覧表を作成し、定期的に保管状況を確認する。

表 3-10 仮置場の必要資機材

重機	仮置場内分別品目の整理、積み上げ、粗選別、搬出車両への積み込み等に用いる。 (フォーク付きバックホウ、ショベルローダー、グラブプル等)
受付機材	搬入者の受付場所、受付台等
看板等掲示板	分別区分を示した立て看板、仮置場内配置図、持ち込み禁止物や便乗ごみ持込等注意喚起する掲示板
門、フェンス等	不法投棄防止のため周囲を囲うフェンス、車両動線のぬかるみ防止用の敷材等
二次災害防止	害虫防止用薬剤、消火器
作業員詰所	ユニットハウス、電源、仮設トイレ等
その他	カラーコーン、誘導矢印、デジタルカメラ、マスク等

(2) 仮置場の管理人員の確保

仮置場への便乗ごみの搬入や不法投棄防止のため、必要な人員を配置する。また、過去の被災地では、仮置場周辺で搬入車両による渋滞が問題となっていることから、車両誘導・交通整理人員などを配置し、スムーズな搬入出が行える体制を整える。

必要な人員は、職員のほか、協定に基づく支援、ボランティアや他市町村の応援職員などにより確保し、常時複数人が作業に従事できる体制を構築する。

(3) 搬入・搬出管理

仮置場へ搬入する車両に関して、受付で搬入台数のカウント、搬入車や搬入物の確認を行い、便乗ごみや他市町村からの搬入防止を徹底する。また、災害廃棄物の種別や搬入量を管理するため、搬入車両の荷台の写真撮影を行う。

仮置場からの搬出にあたっては、搬出車両の台数と積込容量の確認を行い、写真撮影や確認結果を記録する。また、仮置場内にトラックスケール等を設置して、搬出量を計量し、処分量の把握を行う。

✓ 災害廃棄物処理業務に従事した自治体担当者へのヒアリング結果

- ・ 受付では、搬入する市民に車番や搬入物の種別など必要事項を記載してもらうと作業に時間がかかり、周辺道路の渋滞を引き起こす原因にもなるため、受付員が記録や写真撮影を行っている。
- ・ 仮置場の管理・運営を委託する場合には、災害廃棄物処理事業費補助金算出の根拠のため、必ず受託者に日報や搬入出車両台数や数量の記録を徹底させる。

(4) 留意事項

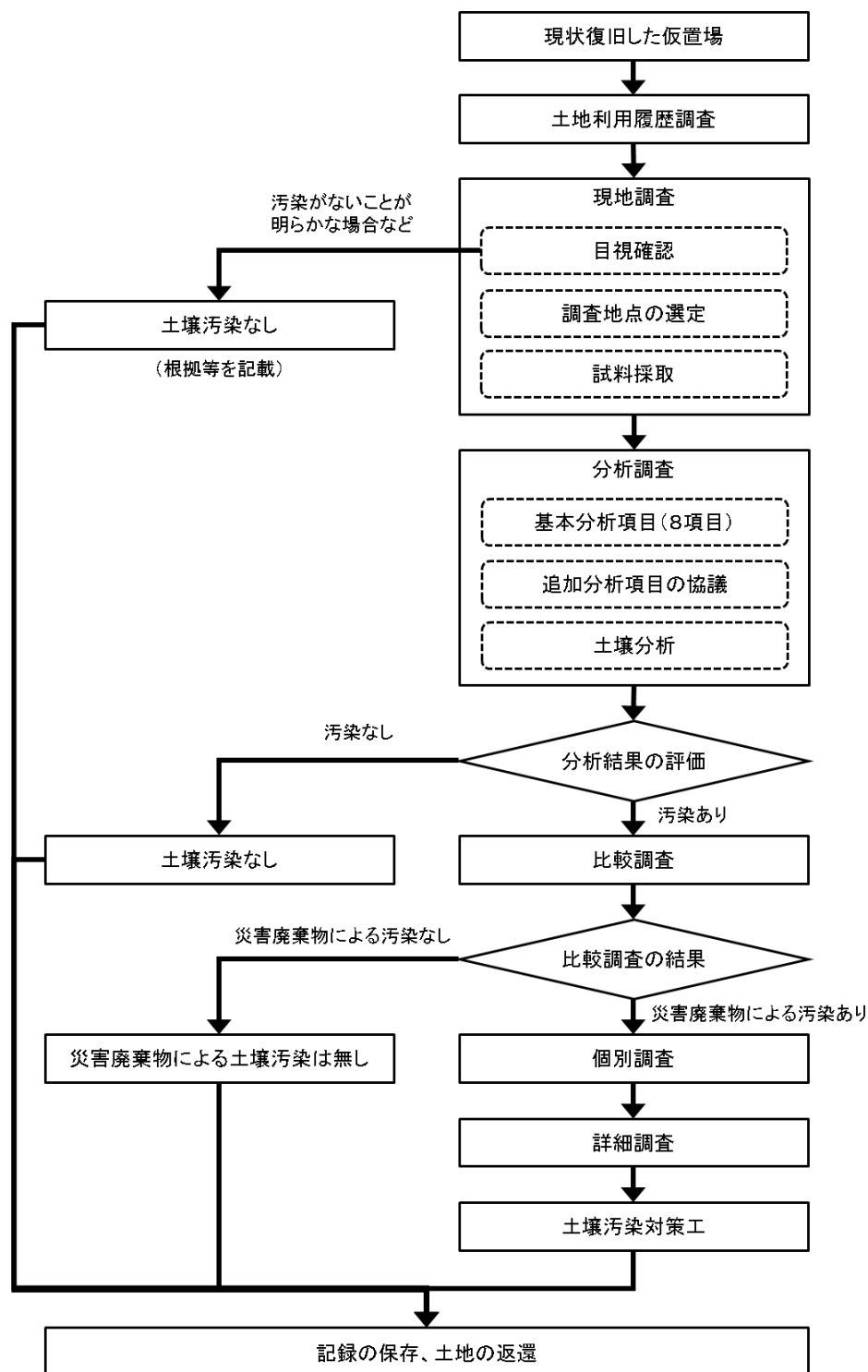
仮置場の管理・運営にあたっての留意事項は以下のとおりである。災害発生後は、仮置場の周辺状況等に応じて環境保全対策や安全対策を行う。

表 3-11 仮置場の管理・運営にあたって留意する事項

環境リスク対策	低騒音型重機使用による騒音対策、飛散防止ネットや散水による大気汚染対策、消石灰・消毒剤等散布による臭気対策等を実施する。
火災防止対策	仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ5メートル以下、一山当たりの設置面積を200平方メートル以下にする。 積み上げられる山と山との離間距離は2メートル以上とする。
災害廃棄物の分別	被災者の負担軽減を考慮しつつ、可能な範囲で分別を行う。 被災者やボランティア等との連携を図り、災害廃棄物早見表を配布して作業を行う。
仮置場の安全管理	安全靴、肌の露出を避ける服装、マスク、ヘルメット、手袋を着用する。
その他	野焼き禁止の広報を行う。 必要に応じて遮水シート等の敷設により、地下水汚染防止対策を実施する。 管理者等を常駐させ、便乗ごみ排出防止や分別指導等を行う。

6. 仮置場の閉鎖

仮置場を閉鎖するにあたり、土壌分析等を行い、土地の安全性を確認し、必要に応じて仮置場の原状回復後、土地管理者に返却する。



出典：巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか ～東日本大震災の事例から学ぶもの～（環境省東北地方環境事務所 平成27年3月）

図 3-12 仮置場の閉鎖フロー

第8節 分別・処理・再資源化

1. 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源有効活用の観点から可能な限りリサイクルを促進する。災害廃棄物の処理フローは下図を基本とするが、実際の被害状況や発生量に基づき適宜見直しを行う。

本市は、収集運搬車両として使用できる車両も少なく、市内に中間処理施設及び最終処分場を保有していないことから、民間事業者等による処理委託の可能性を考慮して、平常時から連携体制の構築について検討する。

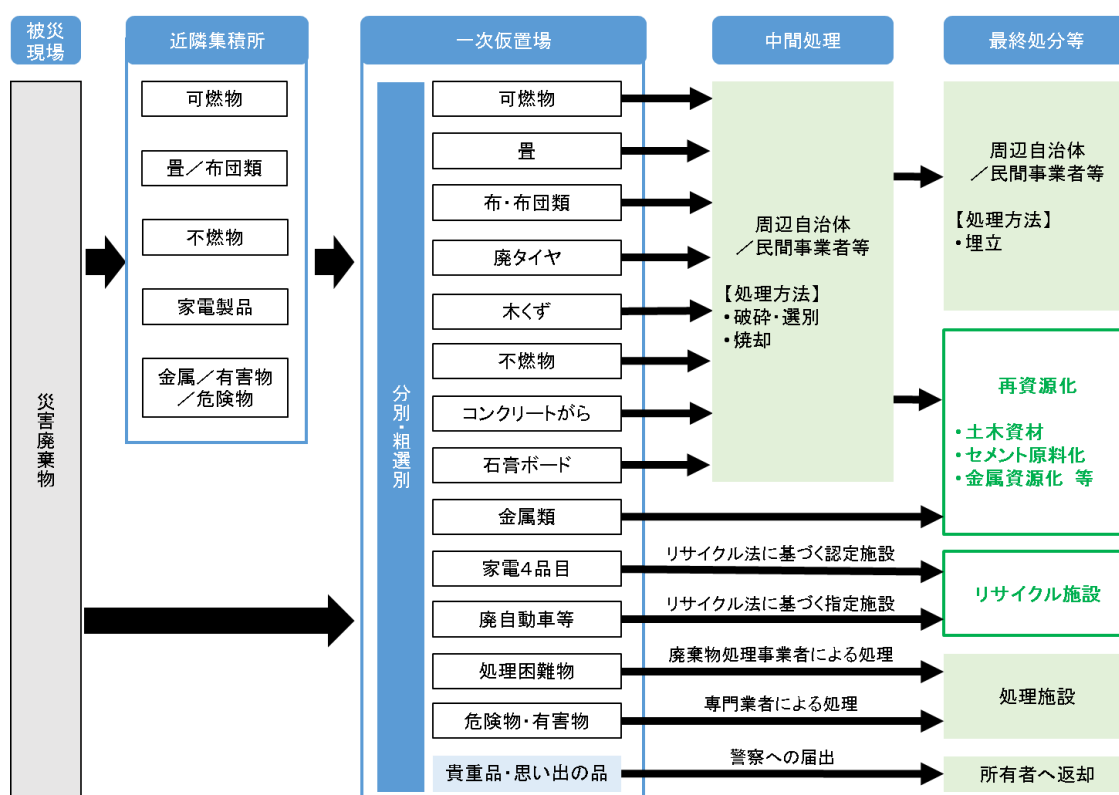


図 3-1 3 災害廃棄物の処理フロー

なお、処理フローの基本となる災害廃棄物の種類別の処分方法及び留意事項は次ページのとおりである。共通する留意事項として、災害廃棄物に付着または含有されている土砂や水分については、可能な限り事前に除去することが重要である。

また、土砂についてはトロンメルやスケルトンバケットによる分離、水分についてはテント等による雨からの遮蔽などが有効である。

さらに、写真、位牌等の個人にとって価値があると認められるものについては、廃棄物とは分別して保管し、所有者等に引き渡す機会を設ける。

表 3-1 2 災害廃棄物の種類別処分方法及び留意事項

災害廃棄物の種類		処分方法及び留意事項
可燃物	可燃物	有害廃棄物や危険物を優先的に除去し、再資源化が可能な木くず、コンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁力選別、比重差選別、手選別等）を行う。
	廃畳	破碎後に焼却処分する。畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
	布・布団類	焼却処分する。
	廃タイヤ	破碎（チップ化）し、燃料等として再資源化を行う。
木くず		前処理としてトロンメルやスケルトンバケットにより付着土砂等の分離を行い、破碎して燃料等として再資源化を行う。
不燃物		破碎選別、手選別等により極力リサイクルに努め、残渣は埋立て処分する。
コンクリートがら等		破碎し、土木資材として再資源化する。
金属くず		製鉄原料として再資源化する。
廃家電製品	家電4品目	他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルする。この場合、製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。一方、過去の災害では、津波等で形状が大きく変形した家電リサイクル法対象物については、破碎して焼却処分を行った事例もある。
	小型家電	小型家電リサイクルの認定事業者に引き渡してリサイクルする。
腐敗性廃棄物		腐敗性の強い廃棄物は、可能な限り早い段階で焼却する。また、焼却処分までに腐敗が進行する恐れがある場合には、緊急的な措置として、消石灰の散布等を行う。
廃自動車等		自動車リサイクル法によりリサイクルする。所有者または自動車リサイクル法の引取業者に引き渡す。具体的な手順については「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」（平成23年3月 環境省）を参考にする。
有害廃棄物	石綿含有廃棄物	他の災害廃棄物と混合して保管せず、破碎することなく、埋め立て処分を行う。
	廃石綿等	原則として仮置場に搬入せず、二重梱包等の適切な処理を行った上で、埋め立て処分、熔融処理を行う。
	トリクロロエチレン等	埋立処分基準を超えるトリクロロエチレンを含む汚泥等については焼却処分を行う。
	P C B 廃棄物	所有者が判明しているものについては、P C B 保管事業者に引き渡す。所有者不明のものについては、P C B 濃度を測定し、判明した濃度に応じて愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき処分する。
	廃農薬類	販売店、メーカー等に回収を依頼し、回収ができない場合には、廃棄物処理業者に処理（焼却処分等）を委託する。
その他処理が困難な廃棄物	危険物	消火器は日本消火器工業会、高圧ガスは県LPガス協会、フロン・アセチレン等は製造業者などに引き渡す。
	石膏ボード	石綿を含有するものについては、適切に処理、処分を行う。石綿を使用していないものに関しては再資源化を行う。製作された年代や石綿含有の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。
	太陽光発電設備	感電等防止のため、他の廃棄物と分別して保管し、廃棄物処理業者に処理を委託する。具体的な手順については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」（平成28年3月）を参考とする。

2. 発生量フロー

県計画を参考に、南海トラフ地震（過去地震最大モデル）における災害廃棄物の各工程における処理量等の処理フローを示す。

発災後は、被害状況や処理の進捗に応じて適宜処理フローを見直し迅速な処理を行う。風水害の場合は、南海トラフ地震（過去地震最大モデル）では想定していない浸水廃棄物や流木等が発生する場合もあるため、分別区分に応じた発生量フローの見直しを行う。

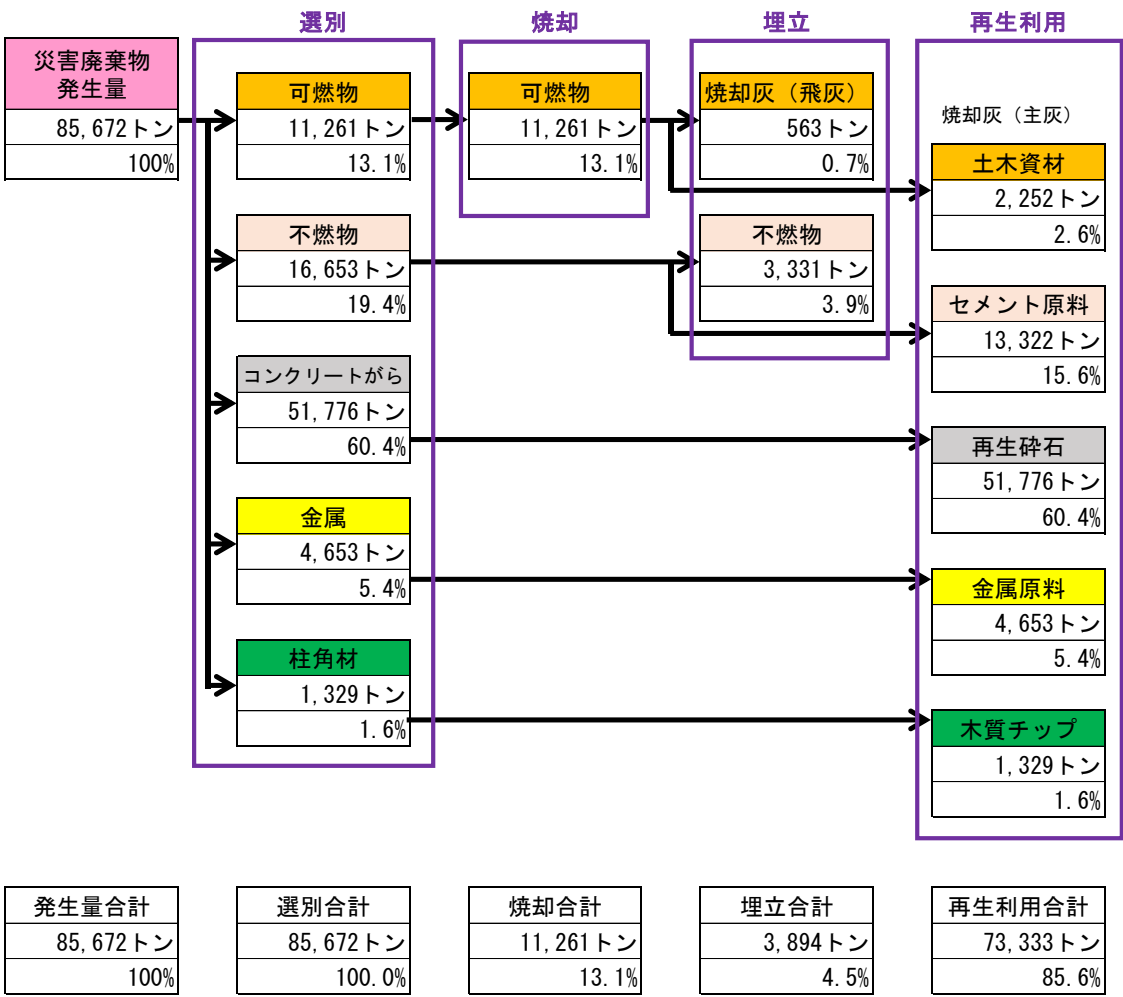


図 3-14 災害廃棄物の発生量フロー

第9節 環境対策・モニタリングの実施

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体、災害廃棄物等の仮置場、仮設焼却炉など処理の現場において、環境対策やモニタリングを実施する。

環境対策は、大気質、騒音・振動、土壌等、水質への影響を低減し、臭気発生を抑制する措置を講じる。環境影響と必要な対策例は以下のとおりである。

また、環境モニタリングは環境対策の効果を検証するために実施する。環境基準を超過するなど周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には環境影響を最小限に抑える対策を検討する。なお、被害状況や災害廃棄物の処理の進捗に応じてモニタリング項目や頻度等を選定する。

表 3-13 環境影響に係る対策例

環境項目	環境影響	対策例
大気質	- 解体・撤去、仮置場作業における粉塵の飛散 - 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 - 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	- 定期的な散水の実施 - 保管、選別、処理装置への屋根の設置 - 周囲への飛散防止ネットの設置 - フレコンバッグへの保管 - 搬入路の鉄板敷設等による粉塵の発生抑制 - 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 - 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 - 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 - 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	- 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 - 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	- 低騒音・低振動の機械、重機の使用 - 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	- 敷地内に遮水シートを敷設 - P C B等の有害廃棄物の分別保管
水質	災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	- 敷地内に遮水シートを敷設 - 敷地内で発生する排水、雨水の処理 - 水たまりを埋めて流出防止
臭気	災害廃棄物からの悪臭	- 腐敗性廃棄物の優先的な処理 - 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等

第10節 避難所におけるごみ処理

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の処理施設で処理を行うことを原則とするが、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。

- ① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
- ② 支援市町村等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

避難者数及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、収集運搬を迅速に開始できるように、平常時から避難所所在地を把握するとともに、過去の浸水被災例、清須市地震災害ハザードマップや水害対応ガイドブック等を確認しておく。

収集ルートは、可能な限り平常時のルートに避難所を組み込んで行うこととするが、道路の不通等による平常時より収集効率が低下することを考慮し、収集車両の増車や臨時の排出場所を設定すること等の対応策を検討する。なお、本市の収集能力が不足する場合には、民間事業者や他市町村等に支援を要請し、収集運搬体制の確保に努める。

1. 避難所ごみ発生量の推計方法

災害発生時の避難所における避難所ごみ発生量は発生原単位（1人1日平均排出量）に避難者数を乗じて推計する。

●発生原単位

$$\text{発生原単位（1人1日平均排出量）} = 613 \text{ グラム／人・日}$$

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成29年度）

●推計方法

$$\text{避難所ごみ発生量（トン）} = \text{発生原単位（グラム／人・日）} \times \text{避難者数（人）}$$

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【1-11-1-2】

2. 想定される災害時の避難所ごみ発生量

1. の推計方法を用いて推計した避難所におけるごみ発生量は以下のとおりとなる。避難所収容人数は、時間の経過とともに変化するため、避難所ごみ発生量についても時間の変化を考慮し、「当日・1日後」「1週間後」「1か月後」に分けて記載する。

表 3-14 避難所ごみ発生量

期間	当日・1日後	1週間後	1か月後
避難所ごみ発生量 (キログラム/日)	582	5,075	6,989
避難所への避難者数 (人)	950	8,279	11,402

※ 「当日・1日後」の避難所への避難者数は、全避難者数のうち在宅避難者数と同割合と想定

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

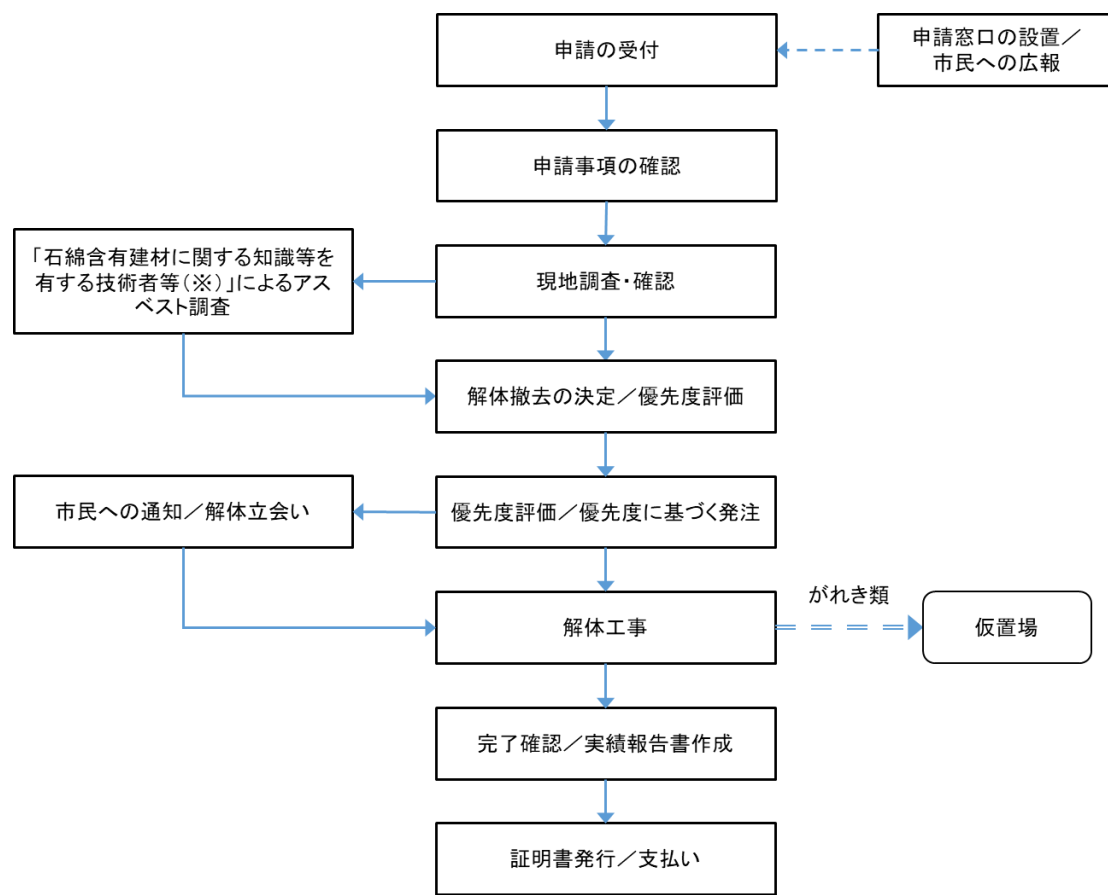
第11節 倒壊家屋等の解体・撤去

1. 担当別の業務内容

本業務は、「家屋の解体・撤去に関する申請受付」「建物確認・調査」「業者への発注・作業管理」「支払等の経理」に分類できる。平常時から各業務内容を踏まえて人員配置を検討する。また、倒壊家屋等の解体・撤去は次ページの手順で行うものとする。

表 3-15 担当別の業務内容

担当	主な業務内容
申請受付係	・ 申請書類及び書式の用意
	・ 市民への広報
	・ 申請書類の受付
	・ 申請内容の確認
	・ 建物の確認・調査の依頼
	・ 解体日時の申請者への通知 等
建物確認・調査係	・ 建物の確認
	・ 発注・作業管理係への報告 等
発注・作業管理係	・ 解体業者への説明会の開催
	・ 解体業者の市町村への登録
	・ 解体撤去作業の発注・契約
	・ 発注時の解体業者への周知事項
	・ 作業着手日時の申請者への通知
	・ 解体撤去作業の完了確認 等
経理係	・ 解体業者への支払い 等



※ 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年7月30日公示）」により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習終了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者及び日本アスベスト調査診断協会に登録された者等

図 3-15 倒壊家屋等の解体・撤去フロー

2. 解体・撤去時の分別

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険がある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても緊急性の高いもの以外、ミンチ解体を行わず分別排出を行う。

分別は以下の区分を基本に、処理状況に応じてさらに細かい分別区分を検討する。

表 3-16 主な分別区分

- ① 木くず
- ② 可燃物
- ③ コンクリートくず
- ④ 金属くず
- ⑤ 不燃物
- ⑥ 上記の混合物
- ⑦ 有害物質を含む廃棄物

3. アスベスト対策

石綿使用建材の使用が懸念される倒壊家屋等の解体を行う場合は、解体前に専門業者により分析調査等を行い、石綿使用の有無を確認する。調査により、飛散性アスベスト及び非飛散性アスベストが発見された場合は、飛散防止に努めるとともに、原則仮置場に搬入せず、他の廃棄物と分別し適切に処分する。倒壊家屋等の解体・撤去における石綿飛散防止対策に関しては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（環境省 平成29年9月）」を参考に実施する。

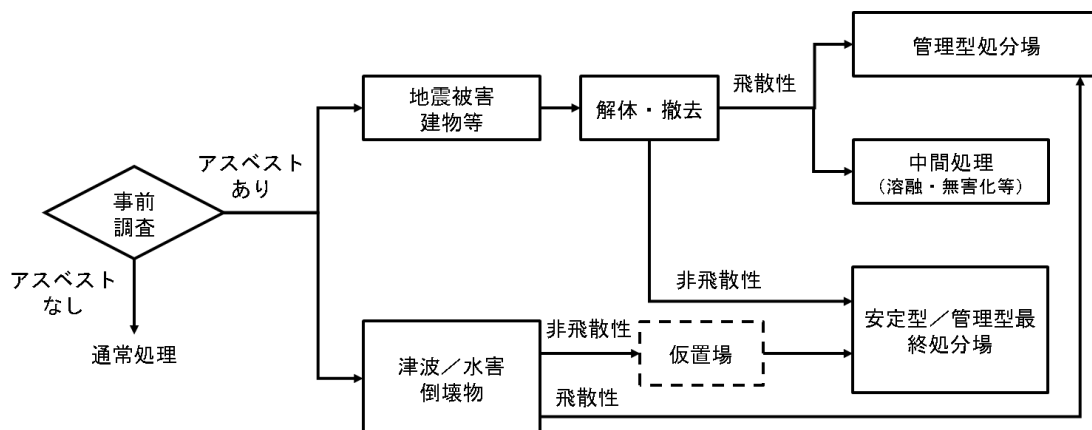


図 3-16 アスベスト廃棄物の処理フロー

なお、飛散性アスベストや非飛散性アスベストを仮置場で保管せざるを得ない場合には、二重梱包により封入するなど飛散対策を講じた上で、他の廃棄物と混同しないよう適切に管理する。非飛散性アスベストであるか疑わしい建材については、石綿の飛散防止の観点から、石綿含有建材と見なして仮置きする。

表 3-17 アスベストを保管する上での注意事項

種別	仮置場で保管する上での注意事項
飛散性アスベスト	・ 二重梱包して封入する。 ・ 仮囲いや屋根等を設けて風雨にさらされない環境で保管する。
非飛散性アスベスト	・ トラック等に踏まれて破損しないように保管場所を設ける。 ・ 湿潤化した上で可能な限り袋詰めにする。 ・ トラックからの荷降ろしには手作業で行い、破損しないようにダンプアップしない。

第 1 2 節 有害廃棄物・危険廃棄物の対策

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とする。また、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について市民に広報するものとする。

廃農薬・薬品等の有害性物質や消火器、高圧ガスボンベ等の危険性がある廃棄物は、生活環境保全及び作業環境安全の観点から他の災害廃棄物と分けて収集・保管し、専門機関・専門業者へ委託して適正処理を行う。

表 3-18 対象となる有害廃棄物・危険廃棄物の処理方法

有害廃棄物・危険廃棄物等	処理方法	取扱上の注意点
農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭薬品ではないもの)	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可業者に回収・引取依頼	分別保管、火気厳禁
塗料、ペンキ	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可業者に回収・引取依頼	分別保管、漏洩防止、火気厳禁
廃電池類	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管
廃蛍光灯	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管、破損防止
灯油、ガソリン、エンジンオイル	取扱店・ガソリンスタンド等へ引取依頼	分別保管、漏洩防止
有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可業者に回収・引取依頼	分別保管、火気厳禁
ガスボンベ	専門業者による回収依頼（県LPガス協会、高圧ガス保安協会等）	分別保管、火気厳禁
消火器	購入店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可業者に回収・引取依頼	分別保管、火気厳禁
感染性廃棄物	専門業者、廃棄物処理許可業者による回収処理	分別保管、飛散防止
廃石綿等、石綿含有廃棄物	原則として仮置場へ搬入せず、直接熔融処理または管理型最終処分場へ搬入	仮置場で保管する場合は、飛散防止措置を実施
火花、花火、猟銃の弾丸	発見現場の状況を保全しつつ、消防署や警察署等に通報 関係機関の指示に従い回収処理	立入等の制限

第 13 節 思い出の品等（取扱いに配慮が必要な廃棄物）

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品や貴重品、遺品を取扱う必要があることを前提に取扱いルールを定める。基本的事項は以下のとおりである。

（所有者等が不明な貴重品）

- ・所有者等が不明な貴重品（現金、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。

（思い出の品）

- ・所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、直ちに処理するのではなく、一定期間、市で保管し、可能な限り所有者に返却できるように努める。
- ・個人情報も含まれるため、保管・管理には十分配慮を行う。

【想定される思い出の品】

- ・位牌 ・アルバム ・卒業証書 ・賞状 ・成績表 ・写真
- ・財布 ・通帳 ・手帳 ・印鑑 ・貴金属類 ・パソコン
- ・ハードディスク ・携帯電話 ・ビデオ ・デジタルカメラ 等

第4章 し尿処理

災害発生時には、避難所及び断水やライフラインの被害により水洗トイレが使用できない在宅避難者のために仮設トイレ等を設置し、し尿を処理する必要がある。南海トラフ地震（過去地震最大モデル）において、本市は発災当初全世帯の約9割で上水道が断水になると想定されているため、平常時から仮設トイレ等の備蓄や収集ルートの検討を行う。

第1節 仮設トイレ

災害発生後は被害状況に応じて、避難所等に設置する仮設トイレの必要基数を推計し、避難生活に支障をきたさないよう速やかに設置する。設置後は計画的に管理し、実態に即したし尿の収集・処理を行う。また平常時から仮設トイレの備蓄等を検討するとともに、災害発生時不足が生じた場合に備えて周辺自治体や民間事業者等に対する支援の要請方法を確認し、必要に応じて災害協定の締結を行う。

1. 仮設トイレの設置

これまでに様々な簡易トイレ、仮設トイレが開発されてきており、高齢者、障害者や女性に配慮したトイレや水を使用しないし尿分離トイレ等もある。災害発生時に仮設トイレを設置する避難所等のアクセスや用地、給水の可否、給電の可否、排水の可否など状況に応じて適切なトイレを選定する。

仮設トイレの設置後、衛生管理のための消臭剤・消毒剤の確保・供給をはじめ、適切な使用方法、維持管理方法の伝達についても留意が必要である。本体以外に準備が必要とされる備品、消耗品例を以下に記載する。

表 4-1 仮設トイレ設置時に必要な備品・消耗品例

・ 消臭剤	・ 不凍液（自動車用ウォッシュャー液で代用可）	・ 生理用品
・ トイレットペーパー	・ 組立式トイレ設置マニュアル	・ 子供用便座
・ ポータブルトイレ（容器が満杯になると不衛生となるため使い方に注意）	・ し尿凝固剤	・ お湯
・ 仮設トイレ用滞留物撈拌棒（非水洗式の場合）	・ おむつ（子供・高齢者用、サイズ等考慮）	・ ウェットティッシュ
		・ 清掃用具
		・ 衛生管理用の使い捨てビニール手袋 等

出展：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府 平成28年4月）

2. 仮設トイレ必要基数の推計方法

避難所への仮設トイレ設置とともに在宅避難者への仮設トイレ設置も併せて検討する。災害発生当初は仮設トイレが不足することも想定しておく必要があり、段ボールトイレなどの簡易トイレの備蓄を進める。

災害発生時における仮設トイレ必要基数は以下のとおり推計する。

仮設トイレ必要基数 = 必要者数 / 75 (人/基)

必要者数 = 避難所への避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

断水による仮設トイレ必要人数 = (総人口 × 水洗化率 - 避難所避難者数 × 水洗化率) × 断水率 × 1/2

※ 断水率：災害による上水道の被害率

※ 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち、半数の住民と仮定（残り半数は給水、井戸水等により用水を確保し自宅のトイレを使用すると仮定）

※ 設置箇所にはすべて仮設トイレを設置するものとする

出展：災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

3. 想定される災害時の仮設トイレ必要基数

2. の推計方法を用いて推計した南海トラフ地震（過去地震最大モデル）発生時の仮設トイレ必要基数は以下のとおりとなる。仮設トイレ必要者数は、時間の経過とともに変化するため、仮設トイレ必要基数についても時間の変化を考慮し追加や撤去を行う。

表 4-2 仮設トイレ必要基数

期間	当日・1日後	1週間後	1か月後
仮設トイレ必要基数（基）	415	475	385
（参考） 避難所への避難者数（人）	950	8,279	11,402

●本市における水洗化率及び南海トラフ地震（過去地震最大モデル）における断水率

水洗化率 （％）	非水洗化率 （％）	断水率（％）		
		当日・1日後	1週間後	1か月後
97.0	3.0	92	92	63

※ 当日・1日後の断水率は、1週間後と同様とする。

第2節 災害時のし尿収集必要量

1. し尿収集必要量の推計方法

し尿収集必要量は仮設トイレ必要者数と非水洗化区域のし尿収集人口の合計に発生原単位を乗じて算出する。この発生原単位は県計画に基づき、以下のとおりとする。

●発生原単位

$$1 \text{ 人 } 1 \text{ 日 平均 排出 量 } = 2.24 \text{ リットル } / \text{ 人 } \cdot \text{ 日 }$$

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成29年度）

●推計方法

$$\begin{aligned} & \text{し尿収集必要量（リットル）} \\ &= \{ \text{仮設トイレ必要者数（人）} + \text{非水洗化区域し尿収集人口（人）} \} \\ & \quad \times \text{ 1人1日平均排出量} \\ & \text{非水洗化区域し尿収集人口} = \text{非水洗化人口} - \text{避難所への避難者数} \times \text{非水洗化率} \\ & ※ \text{ 仮設トイレ必要者数は、前節（第4章第1節2.）に記載のとおり推計} \end{aligned}$$

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

2. 想定される災害時のし尿収集必要量

1. の推計方法を用いて推計した南海トラフ地震（過去地震最大モデル）時のし尿収集必要量は以下のとおりとなる。仮設トイレ必要者数や非水洗化区域し尿収集人口は時間の経過とともに変化するため、し尿収集必要量についても時間の変化を考慮する必要がある。

表 4-3 災害時のし尿収集必要量

期間	当日・1日後	1週間後	1か月後
し尿収集必要量 (リットル/日)	74,482	83,097	68,699

第3節 し尿処理体制

本市の平常時におけるし尿収集は、すべて民間事業者に委託しており、本市でし尿収集車両を保有していない。そのため、災害発生時には被災者の生活環境に支障をきたさないように、発災直後から収集運搬及び処理を行うため、平常時からし尿収集運搬業者と調整の上、保有する収集車両台数や処理体制を確認する。

災害発生後は、被害状況や仮設トイレの設置場所等を踏まえて、収集運搬体制を構築するが、収集量、収集場所の増加が見込まれ平常時の収集運搬体制では対応できない場合には、周辺自治体や民間事業者等に応援を要請し、収集運搬体制の確保に努める。

また、収集したし尿の処理については、五条広域事務組合と連携を密にとり、処理を行う。ただし処理能力を超過するし尿が発生する場合には、県を通じて周辺自治体等の協力を得て、処理を行う。

表 4-4 本市のし尿収集車両台数（令和2年1月現在）

車種 規格		台数（台）			トータル最大積載量 （キログラム）		
		本市	許可業者	合計	本市	許可業者	合計
バ キ ュ ー ム 車	10トン	－	6	6	－	60,000	60,000
	6トン	－	3	3	－	18,000	18,000
	4トン	－	31	31	－	124,000	124,000
	3トン	－	4	4	－	12,000	12,000
	2トン	－	1	1	－	2,000	2,000
合計		－	45	45	－	216,000	216,000

清須市災害廃棄物処理計画（災害廃棄物処理対応マニュアル）
令和２年４月

< 発行 >

清須市市民環境部生活環境課

〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地

（電話番号）052-400-2911 （FAX番号）052-400-2963

< 編集協力 >

大栄環境 株式会社

〒658-0031 兵庫県神戸市東灘区向洋町東2丁目2-4

（電話番号）078-857-4649 （FAX番号）078-857-5255

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしがたい、印刷用の紙へのリサイクルに適した〔Aランク〕の身を用いて製作しています。

